

食品安全委員会企画等専門調査会

第 5 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 12 月 11 日（火） 14：00～17：15

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 平成 24 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- (2) 平成 24 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (3) 食品安全委員会が今後取り組むべき情報提供の方法について
- (4) 食品安全委員会の緊急時対応マニュアルの改正について
- (5) その他

4. 出席者

(委員)

早川座長、江森専門委員、大瀧専門委員、鬼武専門委員、小泉専門委員、
小出専門委員、河野専門委員、近藤専門委員、酒井専門委員、迫専門委員、
高岡専門委員、田崎専門委員、局専門委員、中本専門委員、菰澤専門委員、
堀口専門委員、山田専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(食品安全委員会委員)

熊谷委員長、佐藤委員、三森委員、山添委員、石井委員、上安平委員

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長、北池勧告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、高山評価情報分析官

5. 配布資料

- 資料 1 平成 24 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）
- 資料 2－1 平成 24 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー
- 資料 2－2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）
- 資料 2－3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定）

- 資料 2－4 平成 24 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について（案）
- 資料 3 食品安全委員会が今後取り組むべき情報提供の方法について（案）
- 資料 4 食品安全委員会の緊急時対応マニュアルの改正について

6. 議事内容

○早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から企画等専門調査会第5回会合を開催いたします。

本日は、19名の専門委員が御出席で、石川専門委員、生出専門委員及び唐木専門委員が御欠席でございます。また、食品安全委員会から熊谷委員長を初め、6名の委員の方々に御出席いただいております。石井委員は前回、御欠席でありましたので、食品安全委員会委員改選後、今回、初めての御出席となります。石井委員のほうから、一言、ごあいさつをいただければと存じます。よろしくお願いします。

○石井委員 7月から委員をさせていただいています石井と申します。よろしくお願いします。6月までこの企画等専門調査会の委員をさせていただいていました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○早川座長 どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を御報告いただきたいと思います。

○井原総務課長 事務局におきまして、本年6月21日の企画等専門調査会の資料5の確認書及びその後、提出された確認書を確認したところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員の方はいらっしゃいませんでした。ちなみに本日の資料にはつけておりません。

○早川座長 御提出いただきました確認書については相違なく、ただ今の事務局からのご報告のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして事務局から資料の確認をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますけれども、まず、資料1といたしまして、平成24年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）、それから、資料2-1から資料2-3までは、これまで提出している資料でございますけれども、資料2-1が「自ら評価」案件の決定までのフロー、それから、資料2-2が対象候補の選定の考え方、資料2-3が提出する資料に盛り込む事項、それから、資料2-4が前回、御議論いただきましたときにいただいた御意見等を踏まえまして、前回提出資料を修正した自ら案件候補についての案でございます。それから、資料3、これも前回、御議論いただきました内容を踏まえましてリバイズしたものでございますけれども、「食品安全委員会が今後取り組むべき情報提供の方法について（案）」、それから、資料4が「食品安全委員会の緊急時対応マニュアルの改正について」。

以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

○早川座長 よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。

まず、平成 24 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告についての審議を行いたいと思います。事務局より御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、私のほうからお手元の資料 1 に基づきまして御説明をいたします。

まず、資料 1 ページでございますけれども、全部で三列ありまして、一番左の記載事項、これが 24 年度の運営計画をそのまま記載しております。それから、真ん中が先月までに実施した事項、それから、一番右が今後、年度末までに計画にのっとって実施していく予定の事項でございます。運営計画全体の柱立てにつきましては、表紙の裏の目次に第 1 から第 9 まで掲げているとおりでございます。

まず、最初の 1 ページのところでございますけれども、第 1 の運営の重点事項ということで、本年度につきましては重点事項が 1 ページから 2 ページ目にかけてまして、全部で五つ掲げております。

まず、第 1 点目の食品健康影響評価の効率的な実施に向けた体制の整備でございます。専門調査会の連携の強化、評価に必要な情報収集の効率化、事務局体制の強化ということで、電子ジャーナル購読については今年度、遅まきながら開始をしております。それから、事務局体制の強化でございますけれども、4 月 6 日に評価情報分析官を設置しております。それから、これは今年度というよりもむしろ来年度以降に向けてでございますけれども、来年度の機構・定員要求、予算要求を行っております。

その概略につきましては、少し飛びまして 18 ページをごらんいただきたいと思います。別添資料 1 でございますけれども、来年度の概算要求といたしましては、いわゆる重点事項も含めまして 9 億 3,800 万、対前年度比で 1%減を要求しております。その中で調査研究に必要な経費等々、それから、リスキミ費用等々を計上しております。

その中の 3 の機構・定員要求の概要というところでございますけれども、まず、機構要求といたしまして、今、評価関係事務については評価課一課で行っているところを二課体制にするという組織改編を考えております。そうしますと、昨今、課を一つふやせば課を一つスクラップしなければいけないということで、今、勸告広報課と情報・緊急時対応課の二課がありますけれども、それを一課にするという組織改編でございます。

それから、定員要求といたしまして、課長補佐、評価専門官、係長等々を記載のとおり、増員を要求しているところがございます。これはまだ、査定の結果もまだ出ておりませんで、結果はどうか、まだ、わかりませんけれども、できるだけ認められるように、現時点では、祈っておりますというところでしょうか。

それで、1 ページに戻っていただきまして、リスクコミュニケーションの効果的な実施、重点事項の2 点目、それから、調査・研究の重点化については後ほど御説明いたします。それから、情報収集の効率化という点につきましても重点として挙げておりますが、先ほど申しました電子ジャーナルの活用実績として542 論文を収集しております。それから、国内外の研究機関との連携強化ということも掲げておりますけれども、この点につきましては本年10 月、それから、11 月、外国人の研究者の方を招聘するなど連携強化を図っているところでございます。それから、緊急時対応の強化、5 点目につきましては11 月16 日に緊急時対応の確認訓練を実施しております。

それから、第2、委員会の運営全般ということで、会議の開催状況についてはここに記載しているとおりでございます。それで、3 ページの専門調査会の開催状況でございますが、ワーキンググループ、それから、部会の回数等も含めて11 月30 日までに86 回、開催をしております。それから、4 ページをごらんいただきたいと思います。4 ページの(4) 専門調査会の連携の確保、ここの真ん中のところで星印をつけておりますが、計画上、実施すると記載していますが、先月30 日までにまだ実施されていないものは星印でマークをつけております。専門調査会の連携の確保、いわゆる座長会、専門調査会の座長、それから、副座長の方々に御参加いただいて議論いただく会の開催を予定しておるところでございますけれども、これは年度内には開催する予定であります。

それから、5 点目のリスク管理機関との連携の確保、関係府省連絡会議を消費者庁、厚労、農水等々と開催をしてきておりますが、6 月にこの場でも御説明をしたかと思っておりますけれども、基本的事項という食品安全行政全体、どういうことを実施していくかという政府全体の文書が改正されまして、消費者庁が全体的な取りまとめの中心ということになりましたので、今年度は消費者庁が主催で11 月5 日に開催をしております。

それから、第3の食品健康影響評価の実施でございますけれども、これまでの実施状況については4 ページの下あたりに記載しているとおりでございます。それから、企業申請品目の処理状況、それから、5 ページの3 の(2) 当選門調査会と関係がございます「自ら評価」の実施状況でございます。①が16 年度に決定をされました食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価でございますけれども、これについてはリスクプロファイルが作成された8 件について終了しております。あと、5 ページ目の一番下の②の鉛、それから、⑤のオクラトキシン、それから、⑦のアクリルアミド等につきましては、なかなか、データがそろわないということもございまして、専門調査会での調査審議は行われていないという状況でございますが、データ情報が集まり次第、速やかに調査審議を行う予定でございます。

それから、「自ら評価」の結果の情報発信、6 ページの(3) でございますけれども、そこにまた星印がついておりますけれども、これにつきましては年度内にホームページに掲載する予定でございます。それから、7 ページの白丸の上から3 番目でございますが、前回の当専門調査会でハザードを50 音別に整理をして、ホームページに掲載予定である

ということを御説明いたしたと思いますけれども、無事、ホームページに掲載が終わっております。あとは内容をできるだけ充実させていく必要があると考えております。

それから、7 ページの第 4、施策の実施状況の監視でございますけれども、7 ページから 8 ページに書いてございますとおり、本年度、2 回、調査を実施しております。

それから、第 5 の調査・研究事業の推進でございますが、これにつきましては別添の資料の 20 ページ等々に採択した研究内容等を掲載しておりますけれども、これらにつきまして今年度はスケジュールを前倒しして、課題の選定等々を行ってきているところでございます。ただ、9 ページの一番下のところの(5)の連絡調整会議等の開催のところ、ここにも星印をつけておりますが、食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議、これは各府省局長レベルの会議でございますけれども、これはなかなか局長レベル等の日程調整等がつかまらずで、開催をされておられません。当専門調査会でも研究についての連携の強化ということは御指摘いただいているところでございますので、一番右のところに書いてございますけれども、担当者会議を開催して各府省との連携強化を図っていきたいと考えております。

それから、10 ページでございます。第 6、リスクコミュニケーションの促進、これにつきましても中欄に記載のとおり、委員会単独で開催、関係府省との共催、地方公共団体との共催など、共催の形式に応じて整理をして記載をしているとおりでございます。それから、情報提供の部分につきましては 11 ページから 12 ページに記載をしているとおりでございますが、12 ページの④のパンフレットでございますけれども、本年度は 7 月に委員改選等もございましたので、委員名簿等の改正は行っておりますが、パンフレット全体の改訂については今年度中に必ず完成をしたいと思っております。あと、情報提供の状況につきましては、12 ページから 13 ページに記載のとおりでございます。13 ページから 14 ページにかけては、先ほどのリスクコミュニケーションのところとほぼ同内容の情報を記載しております。

それから、15 ページ、第 7、緊急の事態への対処でございますけれども、緊急事態への対処という点では、専ら情報提供という観点からここに掲げておりますコチニール色素、消費者庁が 5 月 11 日に実施している注意喚起に合わせて、情報提供する等々の対応を行ってきているところでございます。あと、緊急事態への対処体制の整備につきましては、先ほど申しました緊急時対応訓練等を実施して、対応の強化を図ってきているところでございます。

あと、16 ページ、第 8、それから、第 9、国際協調の推進につきましては、国際会議等への参加状況について記載をしております。それで、17 ページの(3)海外の食品安全機関等との定期会合の開催でございますけれども、まず、EFSA については 11 月 28 日に第 1 回の定期会合を日本で開催しております。それから、計画上、記載をしております FSANZ につきましては、今、定期会合の開催について調整中でありまして、これは今年度の開催は難しいかもしれませんが、来年度の前半にかけて開催していきたいと考えております。

甚だ簡単でございますけれども、実施状況中間報告は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、どうぞよろしく願います。いかがでございましょうか。どうぞ。

○鬼武専門委員 7 ページのところで第4のところで少し教えてください。従前より私はリスクアナリシス3要素の中でリスクコミュニケーションの重要性というか、いろんな関係者間とのリスクコミュニケーションが大事と考えているのですが、一方で、2003年の食品安全基本法のなかではリスク評価とリスク管理を機能的に分離したのですが、両者間の連携が重要だと思っていて、その点からすると、食品安全委員会がいろんな各健康影響問題についての個別の評価結果を厚生労働省もしくは農林水産省に勧告して、その結果としてリスク管理機関で措置をしていないこともあるわけですね。

その理由はいろいろあると思うのですが、そういうことも少し、これは関係府省連絡会議でしようから公表されることはないかと思うのですが、例えば食品安全委員会がこれは子どもにとっての健康影響として重要だから、こういう点についてリスク管理としてきちんとやるべきだというふうなのを例えばこちらから勧告したとしますね。リスク管理側だと、それは、そこまではできないということもあるかもしれませんが、そのやりとりというか、そういう中身がわかる必要があるのではないかというふうに思っているのですが、その辺のところは、ここに記載された結果だけを見てはここでは講じられなかったのではない、ただ、法的に順番を待って講じられなかったのか、リスク管理側としていろいろ、その他の要件や条件でやられるのか、その辺はどういうふうな状況になっているのでしょうか。その辺の状況を教えてください。

○早川座長 いかがでしょうか。

○北池勧告広報課長 勧告広報課でございますけれども、政策の実施状況につきましては、定期的に関係省庁からどういう対応をとったかという報告をいただいております。それで、評価に基づいて管理措置をとられた場合については、終了でございますが、とられなかったものについては引き続き、どういう理由でとられなかったとか、あるいは問題点としてどういうことがあるかということについて聞きながら、委員会のほうに報告をさせていただいております。その中でも特に問題があるもの、例えば評価結果から対応まで時間が多くかかっているものにつきましては、直接、厚生労働省に来ていただいて状況を説明していただくというようなこともやっております。品目、状況に応じて整理するとともに、状況を委員会の中で報告し、さらに、それをホームページで公表してございます。

○早川座長　いかがですか。

○鬼武専門委員　わかりました。そういうことをやっているということですね。我々もそういうホームページは閲覧することもできるのですね。

○北池勧告広報課長　公表してございます。委員会の資料でございます。

○早川座長　どの程度、詳しいことがホームページに書かれているんですかね。

○北池勧告広報課長　品目別に対応状況につきまして、項目を分けまして状況を整理してございますので、表を見ていただければ、その品目ごとにどういう状況かというのがわかる資料になっています。

○早川座長　よろしいですか。どうぞ。

○堀口専門委員　今のところの見方としては、丸が二つあるので、それは第 15 回と第 16 回の 2 回、開催されていて、第 15 回では調査対象が 175 のうち管理措置済みが 34 で、第 16 回では 171 のうち 38 品目ということは、今の 11 月 30 日現在では調査対象が 171 品目になっていて、措置済みが 38 ですというのが今の現状というふうな理解でよろしいのですよね。

○北池勧告広報課長　そういう状況でございます。

○堀口専門委員　要するに回ごとに書いてあるということですね。わかりました。

○北池勧告広報課長　調査しまして管理措置がとられたものについては、この調査対象から外していくという仕組みをとってございますので、それで、残っているものについて、さらに引き続き聞いていくという整理をさせていただいております。

○堀口専門委員　そうすると、175 から 34 を引いたら残りが 141 なのですよ。すみません、何か、そんなふうに見えてしまった。

○北池勧告広報課長　私の説明が不十分で申しわけございません。新しく評価したものが積み重なっていきますので、新しく評価したものが管理措置としてとられているかを見ますので、合計が合わないように見えたのかと思います。すみません、説明不足で。

○堀口専門委員 ありがとうございます。

○早川座長 諮問に対して答申をしますよね。答申して、その管理という段階までに、大体、平均してどれぐらいの時間がかかるのか、そういう統計をとっておられるかどうかわかりませんが、多分、御質問があったのは、そこが非常に長いものについて、一体、どういう背景があるのかと……。

○鬼武専門委員 明確な理由が必要だと思うのですね。せっかく健康影響評価ということでリスク評価側が健康影響評価の結果を出したのに、それをリスク管理側がどう受けとめて、どうやっているかというのをそのリスクアセッサーとリスクマネジャーの関係では重要だと思ったので、先程から質問させていただいたのですが。

○早川座長 先ほどのホームページで公開される経過報告あるいは理由、背景の説明等は、普通は平均を超えてなかなか対応管理のほうが対応していないという案件に関して、どういう理由かという話になるのかなと。それに対する広報的な説明と我々は理解したいのですね。普通にこれぐらいはかかると、こちらが諮問に対する答申した後で、当然、ある程度の時間が必要なので、一定の期間を超えた場合にアクションすると、そこら辺は特にやり方としてはいかがなんでしょうかね。

○北池勧告広報課長 私どもは評価した品目を例えば厚労省さんにお返ししてから1年たった後、管理措置がとられていないものについて調査をするという仕組みをとってございます。それで、各品目についてどういう段階にあるのかと、例えば厚労省の審議会にかかっている状況であるのか、あるいはその前の状況であるとか、そういう個々、どういうステージにあるかということを分析いたしまして、そのステージにおいて全然動いていないというような品目について、理由を明確にさせていただくことを管理官庁をお願いをしているところでございます。例えば審議中であるとか、あるいは今、例えばどこかで協議をしているとか、そういうことについてもわかるような整理をして、表で掲げさせていただいてございます。

○早川座長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○河野専門委員 11 ページにありますリスクコミュニケーションの促進というところでお伺いしたいと思います。今回、意見交換会を43回、開催したということで、計画に沿って開かれていますと思います。リスクコミュニケーションというのは、評価をわかりやすく説明して理解が進むというところが最終的な求められる部分だと思いますけれども、ここには日付と開催場所の記載がございます。想定した人数が多分、あると思いますけれど

も、どのぐらいに人数が参加して、実際、そこに参加された方の、これは非常に難しいと思いますが、満足度とその評価というのをどう考えていらっしゃるか、ぜひ、教えてください。

○早川座長 よろしく申し上げます。

○篠原リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーション官の篠原でございます。参加人数はそれぞれで違います。特に関係省庁と共催でやっています食品中の放射性物質対策は、説明会的な形でやっていますので人数が多い形ですが、委員会が地方自治体等と共催で開催する形のものに関しては、できるだけ双方向性が高くなるように、参加者もそんなにたくさんではなく、30 から 50 とか、そのぐらいの間のところでお願いをして意見交換会を開催し、さらにその意見交換会でも意見を出しやすいようにグループワークを取り入れたり、それから、質問カードなんかも取り入れるような形でやるような開催の工夫はしているところです。

すみません、この資料は全体の実施状況ですので各回の人数等は、出しておりませんが、通常、2 月なり、それから、6 月のところではリスクコミュニケーションの実施状況ということで、各タイプ別の開催実績、人数なんかも含めた実績を報告させていただいております。今年度ですと次回、中間段階の実績を報告させていただいて、そのときにはもちろん、理解度とか満足度とか、そういった評価もアンケートもとらせていただいておりますので、その概要も報告をさせていただくという形になります。それで、すべてがすべて、各回が満足度なり、理解度なりが高いかというと、また、問題はございまして、テーマとか、あるいは開催の形式なんかによって違いがどうしても出てくるということがございます。以前のリスクコミュニケーション専門調査会などの議論も踏まえて、今のような形に工夫をさせてもらって実施をしておるところでございますので、また、報告をさせていただきます。

○早川座長 よろしいですか。どうぞ。

○堀口専門委員 資料をつくられるときのお願いなのですが、今のリスクコミュニケーションのところで内容以前の問題として、例えば 50 人しか入らない会場に 50 人来たら大成功ではないですか。わかりますかね。200 人の会場を予約して 200 人、300 人の申し込みがあって 100 人、お断りをしたら大成功ですね。だけれども、参加者数でいったら 200 人なので、惜しかったね、会場をもっと広いところを借りればよかったねという話になると思うので、そのキャパで何人を予定していて、それは別に一つ一つの会場ではなくていいと思うのですけれども、今回、キャパ全体で何人ぐらいを想定して、充足率が何%であったかというのが多分、一人一人の数よりも大事なことはないかなと。それは、

リスクコミュニケーションを安全委員会がせっかく頑張っていることを周知するところにもかかわると思うのですね。

かつ、ここは日付と地域が書いてあるのですが、何県でやるのがよかったとかという話ではないので、一件一件の県名よりは例えば関東地域で何件やりましたとか、例えば九州・沖縄地域で何件やりましたとか、そういうようなまとめ方で悪くはないのではないかなと。一つ一つ何月何日に何県でやりましたというのをこちらで一個一個見せられても、それはどう評価したらいいのかなというふうに思ってしまうので、もちろん、日本全体でいくと4分の1の人口が関東圏に集中しているので、満遍なくやるのがいいかどうかというのは別ですけども、地域をもって何人分の何%の充足率があったというような、そういう資料があるほうがこちらとしては見やすいかなと思いますので、次回、資料が上がってくるときには、そのあたりを工夫していただけると助かります。せっかく頑張っていることをやっているというところを見せるためにも、それは必要かなと思うのでよろしく願いいたします。

○早川座長 これは課題によっても、どれぐらいの会場が予定できるか、人が集まるのを予測できるかというのもあるので、充足率というのがそもそもベースとしていいのかなどうかという別の考えもあると思うし、あるいは地方公共団体との共催という場合には、まさにどの地方かということや、どの市町村とやったのかということも、むしろ、そちらのほうが関東地区とか、関西地区というよりは大事なような気もするんですが、さまざまな考えがあるとは思いますが、もし、事務局のほうで御見解があれば。

○篠原リスクコミュニケーション官 今、座長が言われたとおり、リスクコミュニケーションというか、意見交換会をやっているもののねらいとか、タイプによっても違ってまいりますので、どういう形でお示しするというのが一番わかりやすいのか、もちろん、先ほど言いましたとおり、グループワークみたいなものであれば、もともとの会場がたとえ100人が入る会場であっても、もともとの設計が数十名といいますか、30とか40という設計でやりますので、会場あたりの充足率とは違う形かもしれないですし、どんな形で御説明する資料として整理すればいいのかということで工夫はしたいと思います。

○井原総務課長 すみません、追加で事務局からむしろお聞きしたい点がございまして、その点も含めまして、今、中間段階での実施状況を報告させていただいているのですけれども、来年2月には来年度の運営計画をつくるということになっておりますので、来年度の計画をつくる際に、まさにどういう形で計画内容、例えば今、御議論いただいているリスクコミュニケーションの促進というところ、数値目標的な充足率、満足度という話も出てきております。なかなか、計画にきちっとした形で盛り込むのは現実に難しそうだなという感じはしておりますが、そういうところも含めまして、次回以降、検討させていただ

きたいと思います。

○早川座長 今のような御意見も出ましたので、それも一応加味して御検討いただければと思います。ただ、私的に見ると、例えば独自のセミナーが東京で多いのは、多分、なるべく多くの方に来ていただきたいというか、そういうのでしょうし、地方自治体の場合は先ほどのようなこともあるし、食育というか、中学生を対象にしたとか、消費者団体というのは、多分、いろんな年次を繰り返していくと満遍なくというか回っていくような、そういうこともあるのかなと思いますので、そこら辺は今の御意見も踏まえつつ、安全委員会としての一つの今までのやり方に対するベースの考え方があると思うので、そこをうまくかみ合わせるといふか、組み合わせることができれば一番いいのかなという気はいたしますけれども。

○堀口専門委員 それはごもつともで、戦略があつてこそだと思いますし、先ほど言われたグループワークで 100 人も集めると、それは無理なのは私も重々承知しているので、資料を作成するときに、名称とテーマと形式とか項目があるではないですか。なので、一覧表が幾つできるかわからないのですけれども、一目で見てわかれば多分、だれでもわかると思うのですね。先ほど言われた県にしても、大枠もあれば各県もあるし、例えばここに洲本市とか書いてあるのですけれども、兵庫県だと思うのですけれども、洲本市ってどこと洲本市の人には失礼かもしれないのですけれども、要するに県レベルでやっているものと市町村レベルでやっているものがあるというのがわかることも大事なのかなと、この表を見ていると。

そうしたら、各地域でやっていくという、その地域の考え方が県として例えば 1 回やっていけばいいというふうに評価をしていくのか、市町村レベルで評価をしていかなければいけないのか。そうしたら、一つの県で三つの市町村をやればいいのか、何か考え方を示すための資料になっていないような気がして、地方公共団体との連携というのが市町村レベルで今、多分、全国に 2,000 弱だと思うのですけれども、市町村があるのは、すべての市町村をやっていこうと、そんな考えていらっしゃるのか、県単位でとりあえず 47 をとりあえずきちんと 10 年間では回るよねとか、何か、そういうのがわかればいいのかと思いますので、そこはリスクコミュニケーションの戦略づくりだと思いますので、私は戦略をどうするかというところをきょう、いらっしゃっている委員の方々から御意見を聞けるような資料になればいいのかなというふうに、今、思っている次第です。

○早川座長 ということでございますので、一つはより詳しくというのは参考資料として、参考資料等にもうちょっと詳しいバージョンがあるということをつけていただければ、これはテクニカルにいいのかなという気がしますけれども。例えば先ほどの兵庫県洲本市ですよね。多分、兵庫県洲本市というのは食育に対して非常に熱心な地方自治体と思うので、

そうということがベースになってこういう選び方をした、そういうバックグラウンドをどこかで説明していただければ、安全委員会としての全体のリスクミの戦略がわかると、そういうお話ですよね。少し工夫をしていただければというふうに思います。どうぞ。

○迫専門委員 1点、お伺いしたいのですが、リスクコミュニケーションの開催場所なのですが、東北が含まれていないと思われます。若干、西日本のほうに偏っているような気がするのですが、この辺のところは何らかの理由があつてなのか、計画としてそこが難しかったのか、これは地方公共団体との関連もあつたかと思うのですが、その辺の状況がわかれば教えていただきたいと思います。それから、今後の計画の中で東北方面をどういうふうにリスクコミュニケーションしていくのか、その辺もあわせてお伺いできればと思います。

○早川座長 関係省庁との共催で開催というところの詳細が出ていないので、そのところは東北が多いのかもしれないのですが、その辺はいかがでしょうか。

○篠原リスクコミュニケーション官 地方公共団体との共催で行うタイプに関しては相手がありますので、先方からの要望ということで御希望を年度の初めにとらせていただいて、対応できるようにしています。それからまた、同じところばかりというふうにならないように、なるべく新しいところを対応するという形でやっておりますが、どうしても地域差あるいは地方自治体の考え方の違いというものがありますので、地域的には西のほうに偏っている向きがあると思います。ただ、東日本でリスクコミュニケーションを自治体が行っておられないかという、そういうものではなくて、別に講師派遣等で私が者が呼ばれる場合もございますし、それから、ほかの省庁であつたり、ほかの企業さんで呼ばれるような場合もあると思うのですが、取り組みはされているわけです。どういう形でリスクミに取り込むかという地方自治体の実際の考え方もあると思いますので、どうしても偏りがあるという状況で、傾向的には西日本のほうに今のところ多くなっています。この後、毎年でございますけれども、地方自治体の要望を聞きながら、どういう形でやっていけばいいのか、工夫をしていきたいというふうに思っております。

○早川座長 管理機関と共催するリスクミというのは、非常に大事なことのひとつだと思うのですが、ここで25回、開催していますよね、放射性物質関係ですけれども、これは東北が多いような感じがするのですが、そうではないのですか。

○篠原リスクコミュニケーション官 食品中の放射性物質に関する説明会の関係、これは放射性物質という特別な課題があつて、対策の説明会という形で管理措置を含めて関係機関でやらせていただいております。ただ、放射性物質に関しては、そのリスクコミュニ

ケーションはこれだけではなくて、さまざまな形でプログラムが動いておりますので、この形でやっているものが東北に多いかという、必ずしもそうではなくて全国的に散らばっているかなというふうに思います。それから、福島であるとかという形であれば、もっと小規模なものを集中的にやられておったりという形がしますので、この形では乗ってこないところがありますので、これだけが食品の放射性物質に関するリスクコミュニケーションではないということで、御理解いただければということなのですが、この時点で 25 回やっている関係省庁との共催のものが特に東北側に偏っているということではございません。全国的に散らばっていると思います。

○早川座長 東北抜きということはありませんね。

○篠原リスクコミュニケーション官 東北をやらないとか、そういうことはありませんので、もちろん、仙台であるとか、福島であるとか、やっておりますけれども、必ずしも東北だけでもないということです。具体的には後ろのほうに参考で資料として実績はついておりますので、24 ページ、25 ページのところに意見交換会というのがございまして、消費者庁、厚労省、農水省が共催団体に入っているものが今のタイプでございまして、見ていただきますと消費地域、それから各地域が散らばっているような形になろうかと思えます。

○堀口専門委員 多分、少し西が多いと思うのですが、これまでの私の経験として、例えばリスクコミュニケーションの研修を各地方自治体に御案内を出して、やりませんかというようなことを研究費とかでここ 10 年ぐらい呼びかけをしても、圧倒的に参加をしてくるのは西です、西日本の自治体です。全国 47 都道府県、いろいろ招かれて講演、リスクコミュニケーションのトレーニング等をしているのですが、実際に地方自治体からお声がかかるのは圧倒的に西日本が多いです。

今回の震災に関しても非常に個人として残念だと思っていたのは、今まで一度も東日本のコミュニケーションのトレーニングに行ったことがない時点で震災が起こっていて、西は鳥インフルエンザとか BSE とか口蹄疫とか、いろいろな問題が発生していたので、結構、担当部署のコミュニケーショントレーニングが西日本の自治体職員においてはなされていたのが現状で、多分、今後は今回、震災等でいろいろな社会的混乱があったと思いますので、改善されていくのではないかなと思います。なので、食品安全委員会の事務局の方々がお声かけをしても、均等に来てくださいというふうに返事がないというのは、多分、私が経験したことと変わらないのだろうなというふうに思っています。

○早川座長 特に追加のコメントはよろしいですか。どうぞ。

○**迫専門委員** 今のお話を伺いまして、現状での取り組みでいきますと、関心の高いところにはより継続的にコミュニケーションの手段が講じられると。関心がない、手が挙がらないところに対しては、そのまま放置されていくという、そういう傾向が出てきてしまうのではないかと。そうすると、戦略として薄いところに対して初期段階でどういうことを組み立てていくのか、第一段階の義務的といったら変なのですが、強引にでもやらなければいけないものが、1～2回でもあってもいいのではないかと、思います。

以上です。

○**早川座長** 東北はなかなか難しいですね、生産地としても放射能の問題にしても、なかなか、今、体制も含めて、あるいはリスクについてどういうふう考えたらいいかというものがむしろ地元のほうが戸惑っているかもしれないので、そこはいろんな状況を踏まえて、安全委員会のほうでも先ほどお話があったように希望の強いところは希望の強いところで、もちろん、案件をかけていくわけですが、そうでないところにも必要な限り、コミュニケーションがとれるような、リスコミができるような状況、全体像を考えていくという方向を少し模索していただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**山添委員** 遠慮して篠原さんは言わなかったかも知れませんが、今年度の記録にはそうなっていますけれども、僕も福島に2月ですか、だから、昨年度になってしまうのですけれども、そういう形で福島の被害とかの場合には早目に行って、今年度には残っていないということになっています。

○**早川座長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**鬼武専門委員** 16 ページのところに書いてある第8のところ、別に修正してほしいということではないのですが、むしろ、この間、1年間で食品安全情報システム、これは結構、私も見えています。そして、海外のいろんな情報がアップデートされたものが短く書かれていて非常に役に立っていますので、これまで少し厳しい意見が出ましたが、ここは非常によくやったと思っていますので、ぜひ、これは継続してやっていただきたいということが感想です。特に最近では高甘味度甘味料の海外情報についてウオッチしていましたし、日々、ヨーロッパとかアメリカとか海外の情報がわかるので、ここは非常に有効に使えたというふうに思っていますから、ぜひ、こういう活動を続けてください。ここは修正ではない意見です。むしろ、何か機関誌を配ったということ以上に、これらの最新の食品安全情報が私は重要なことというふうに思ったものですから、食品安全委員会情報官として調査・収集の力が相当上がっているというふうに感じております。

以上です。

○早川座長 ありがとうございました。どうぞ。

○小出専門委員 17 ページのところで 16 ページから続いているところなのですが、国際協調の推進という中で海外の外国の政府機関との情報交換、これは食品安全委員会としてもどんどん進めていただきたいなというふうに思っていて、それに関して教えていただきたいのですが、ワーキンググループに参加したという形でいろいろやられているのですが、これはいわゆるアセスメントについての情報交換だけではなくて、先ほどから話題になっているリスクコミュニケーションのやり方についての交換等もやられていらっしゃるのかというのが一つ目で、二つ目は、こういった海外政府機関との情報交換の内容というのが何からの形で公開といいますか、我々が知ることができるのかというのが二つ目、それから、三つ目は緊急時、以前、大分前のことになりましたけれども、メラニンのことが起こったときに、ニュージーランド、オセアニア、それから、米国、ヨーロッパ等では緊急事態として非常に緊急の情報網が確立した。

そのときに日本はその中には入っていなかったと、逆に連絡もしなかったというふうな話をお聞きしたのでありますが、これは大分前のことですので、現在は例えば何らかの非常に緊急事態が発生したときに、そういう情報網の中に日本が既に入っていると、そういうふうに考えてよいのかというのが三つ目で、四つ目は国内の食品安全に関するいろんなレギュレーション、今、国際的なハーモナイゼーションというテーマがあると思いますけれども、そういうことが議論をされているのかという、四つばかり教えていただいて、かつ、ぜひ、ニュージーランドですか、FSANZ というのはこれからだということですが、積極的に情報交換をしていていただきたいというふうに思います。

○早川座長 よろしくをお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 4 点ございましたが、まず、リスク関係の情報交換もやっているかということなのですが、例えば EFSA との情報交換の中で、EFSA もリスクコミにはかなり力を入れてございまして、向こうの取り組みについての情報を入手してございまして、さらに、そういったものを具体的にどういうふうにやっているかということで、実は今週なのですが、EFSA の担当と当事務局の担当のほうでビデオリンクで、テレビ会議的な形で情報交換するというような企画も今、予定しておりまして、そういう形で単にリスク評価関係の科学的知見のみならず、リスクコミについてもそういった情報を有する機関とは情報交換をやっておるというのが状況でございます。

それから、情報交換の内容はどこまで公開されているかということなのですが、ここに挙げている例えばコーデックスの会議の関係につきましては、むしろ、リスク評価

というよりはリスク管理という話になるわけでございますけれども、こういったところにも参画させていただいておりますけれども、その模様については、コーデックスの状況については当然ながら、コーデックスのほうからも公開されていますし、農水省、厚労省のほうでコーデックス連絡協議会の場で報告されていますので、どういったことが議論されているかということについては、そういった場を通じて情報は入るかと思います。あと、先般との EFSA との定期会合につきましても、一部ではございますけれども、一般に公開した形でやらせていただいている、できるだけ情報公開に努めた形でやらせていただいているところでございます。

それから、三つ目の緊急時における海外への情報発信ということなのですが、国際的には WHO のほうでインフォサン(INFOSAN) というルートがありまして、これは厚労省が窓口になっておるのですけれども、国際的に影響があるような緊急事案については、そこに登録をするというようなシステムがありまして、厚生労働省のほうで適宜、やっているかと思います。食品安全委員会といたしましては、例えば昨年の方原発の関係につきましては、これはそういった緊急時というよりは、むしろ、それを受けた評価の結果については英文に英訳をして食品安全委員会のホームページに掲載して、こういった事態を受けた対応、安全性の評価についての情報の発信はやらせていただいているところでございます。

それから、国内の規制のハーモナイゼーションの議論がこういった会議でされているかということでございますけれども、例えばコーデックスというのはまさに国際規格の設定の場ということですので、各国との規制の調和をとるという場面ですので、そういったところでは各国の規制のハーモナイゼーションといいますか、調和のとれた規制の議論がされているかと思いますけれども、基本的には食品安全委員会が関係する会合、当方が参画する、あるいは連携する機関においては、規制のハーモナイゼーションというよりは、リスク評価に関する最新の科学的情報の知見の交換というところを主眼にしてやっているというような状況でございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○小泉専門委員 関係府省との連携ということですが、ブラジルにおける BSE の発生情報を食品安全委員会が発信されているのは 10 日付です。このページを見ますと、厚労省、それから、農水は 8 日に発表されています。食品安全委員会が 2 日ほどおくられているというのは、こういう重要なことについて何か連携がうまくいっていないのではないかと、この日付からして思ったりするのですが、特に緊急時対応にはそういうすき間があるというのはまずいかと思いますので、どのようになっているのでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 ホームページの日付を見ると、そう見えるというのはそのとおりだと思いますけれども、事実関係を申し上げますと、これは OIE からの情報を農水省が入手して、それに対する対応ということで、まず、リスク管理の話になりますので、

農林水産省が厚生労働省と連絡をとって対応を整理したということなのですが、OIE からこういう情報があったという第一報については、農水省なり厚労省が公表した 12 月 8 日の発表の前に、当委員会にも農水省のほうから連絡はいただいております、そういった情報につきましては当事務局、それから、委員長まで、委員長にはそういった動きがあるということは報告させていただきました。

ただ、内容的には直ちに科学的知見がというよりは、OIE の情報でそういった事実が発生したということでございますので、ホームページの掲載につきましては休み明けの月曜日の朝早くに、農林省と厚生労働省のホームページのリンクという形で情報提供させていただいたと、そこは関係省庁の情報をいろんな窓から皆様方が手に入るように、食品安全委員会からもそういった情報が手に入るようにということで、月曜日ということではありませんけれども、掲載をさせていただいたと、そういう経緯でございます。

○小泉専門委員 わかりました。

○早川座長 よろしいですか。今のような緊急時対応というのは、それぞれが発表するのですか、それとも、消費者庁がまとめてということではないのですかね。

○新本情報・緊急時対応課長 緊急時をどうとらえるかということなのですが、今回の BSE につきましては一つの管理措置の関係ですので、主となる農水省なり厚労省がやったということではないかと思います。ただ、本当に食品安全、健康影響に非常に大きな影響がありそうな緊急事態におきましては、消費者庁が関係省庁からも情報も一元化して、連携をとりながら対応していくということになるかと思います。

○早川座長 ちょっとずれて恐縮ですが、従来型 BSE そのものなのですか、非定型・孤発性とか、そういうのではなくて、その詳しいのは OIE がさらに発表されないと、内容的にはまだ十分わからないという段階なのでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 若干、解説いたしますと、このブラジルでの発生につきましては、13 歳の雌の肉牛の事例でございます。2 年前に神経症状があつて死んだものを、それがことしになって検査結果が出たという経緯でございます、それが非定型か、定型かについては OIE の通知の文書を見ますと、非定型の可能性があるというふうな表現になっています。ただ、検査のウエスタンブロットという形ではやっていないと聞いていますけれども、そういった非定型か、定型かということでの確定的なところはありませんけれども、少なくとも OIE のレポートを見ると、非定型の可能性があるというふうな記載がされているということでございます。

○早川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○酒井専門委員 リスクコミュニケーションの促進ということで、非常に重要であることは全員の共通の認識だと思うのですが、一つ情報を我々が理解する上でまとめ方に問題があり、議論が先ほどから出ています。例えば 10 ページに地方自治体、単独のリストがあるのですが、それと同時に同じく 14 ページにも同じリストがあります。ここでは地方自治体との連携というところで、内容的には全く同じだと思います。最初にあるのが 10 ページと 11 ページです。そして、同じような記述が 13 ページの終わりから 14 ページにあります。これは工夫としては一つにさせていただいて、逆にテーマと人数あるいは予想される人数に対して実数を記入していただくと、情報としては非常に理解しやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○早川座長 いかがですか、事務局、今の段階で何かコメントがございましたら。

○井原総務課長 すみません、10 ページから 11 ページと 14 ページにかけて同じ内容を書いておりますのは、単純に形式的な話でございまして、計画の項目に応じて、一番左のところ、それについて何をやったかということで記載をしております。ですので、13 ページから 14 ページも、10 ページ、11 ページを参照とすればよかったという気はしますが、一覧性、見やすさということでこのように整理をしています。ただ、情報の提供の仕方として、先ほど来、議論がございました形でもう少し分析ができるような内容、情報をあいたスペースを使って充実させるという点については検討したいと思います。

○堀口専門委員 同じことをやっていても、見せ方を変えたほうがいいのではないのでしょうかという私は今の御意見だったと理解していて、参照で終わるのではなくて、要するにリスクコミュニケーションの促進という題名に対してやったことをどうまとめるのか、地方自治体、公共団体との連携だったら、その地方がわかるようにまとめてというところで、同じ内容でも見せ方を変えたほうがいいのではないですかという話だと思うのですが、私もそのほうが同じものをぺたぺたと張られて、項目が違うという説明のほうが何か理解がしやすいのですけれども。

○井原総務課長 ですから、その御指摘を踏まえまして書き方を工夫したいと思います。リスコミの実施状況という観点から、中心に記載をしたものですから、こういう形になったと思いますので、計画に書かれている内容についてどう分析できるかという観点で、情報を整理したいと思います。

○早川座長 どうぞ。

○酒井専門委員 今回の事務局のお話はわかりますが、例えば各論と総論というふうなまとめ方もあります。そういう面で、ここでは具体的な検討をするとすれば、検討しやすい情報のまとめ方をしていただくとありがたいです。

○井原総務課長 まとめ方を工夫したいと思います。

○早川座長 タイトル、同じリスコミの促進というのが第 6 としてあって、1 の課題、開催がどういう状況であったのかという話と、それから、地方あるいは関係省庁との連携がどうであったのかと。多分、タイトルにより重点を置いたようなこの書きぶりをすればいいというような御意見ですね。よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、いろいろと積極的なコメントをありがとうございました。事務局としては、今、いろいろ御指摘いただいたような提言を踏まえながら、特にリスコミのところでのいろいろな御提言、御意見、コメントが多かったように思いますけれども、委員会運営に取り組む書きぶりをそういうもっとこういう活動をこういうふうにしたのだというふうに明確に示すような形でお願いします。これは書き直しをしたものが次に出てくるのですか。それとも、来年度の話になるのでしょうか。この報告の扱いはどうなっているのですか。

○井原総務課長 次回、2 月の御審議をお願いしたいと思っていますけれども、そのときには 25 年度の計画案という形で資料を提出させていただきたいと思っていますので、そのときに、今、いただいた御意見を含めまして、まず、来年度の計画案について作成をしたいと思っています。それから、中間報告ですので、年度が終わった後の前年度の実施状況につきまして、これは 6 月になろうかと思いますが、一年度を通じた実施状況を情報としてまとめて、資料として提出をしたいと考えています。そのときに、今、いただいたような内容を盛り込んで最終的な前年度の報告書をつくりたいと思います。ただ、25 年度の計画をつくる時も、まさに計画に沿って実施することになりますので、来年度の計画への反映も検討したいと思います。

○早川座長 わかりました。それで、ただ今、いただいた御意見が二つのことに反映されると。一つは来年度の計画を立てるときに、今、いただいたような御意見として、ここに記述できるような、そういう計画の立て方をするというのが一つと、6 月ですか、来年の、出てくる最終報告書については、今のような御意見を反映した形にするという理解といたしたいと思います。

ほかに全体としてよろしゅうございますか。

それでは、次の議題にまいりたいと思います。食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定についての審議を行いたいと思います。本件につきましては、前回、10月11日の第4回の専門調査会において審議を行い、事務局においてさらに情報の収集・整理を行うということとなっておりましたけれども、その後の状況について事務局から御説明をお願いいたします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、資料2-4をお願いしたいと思います。これは前回、10月の専門調査会での資料を修正したものでございますが、24年度の案件候補ということでございます。

1番に件数がございすけれども、前回に比べまして合計の件数が2件、ふえてございます。これは前回の調査会の議論の中で二つ課題がありましたので、それを追加させていただいておりますのと、あと、したから二つ目の欄で案件候補外とした案件というものが前回2件でしたけれども、これが4件になってございます。これも前回の議論で、これは対象外ではないかというものが二つございましたので、そういう形にさせていただいております。内容については後ほど御説明させていただきます。

あと、1枚目の後半部分、下のほうについては案件候補の情報について表形式で掲載してございますけれども、その表の見方、項目の説明でございまして、前回と同様でございます。おめくりいただいて裏のところについても表の見方の凡例ということで、これも前回と同様でございます。上のほうは情報源の分類で、二つ目のほうが対象案件からの除外事由ということで、例えば一番上の評価や管理機関での対応が適切に行われている場合は、(1)という形のマークが表の一番右につくということでございます。

それでは、色刷りになっている部分のところを御説明したいと思います。この表の味方については前回と同じように、黄色のセルにつきましては以前に提案されたことがない新規の案件ということで、これは前回と同じでございます。緑のセルというのが後ほど二つ出てくるわけでございますけれども、これは前回の専門調査会から追加したものでございます。また、表の中で下線部分については前回の専門調査会での指摘を踏まえて、情報を追記した部分でございます。

追記部分を中心に御説明したいと思いますけれども、まず、1番の添加物、人工アミノ酸につきましては、右から二つ目にありますように厚労科研費のほうで、この食添の関係での調査研究をやっておりまして、添加物の製造、輸入量を調査しているということで、中ほどにありますように複数のアミノ酸についての一日摂取量の推定が行われているというような状況でございます。

二つ目のカルシウム塩も同様な形での調査で、摂取量の推定が行われているという記載をさせていただいております。

三つ目の人工甘味料につきましても同様の調査がされてございますけれども、前回の専門調査会ではアスパルテームの議論がありましたので、アスパルテームについての情報、

国内では昭和 58 年に指定添加物とされたという点や、海外の情報として EFSA のほうで再評価が今、進められて、13 年 5 月を目途に、今、行っているというのを記載させていただいてございます。中ほどのほうでは摂取量調査の結果として、ADI 比での推定が行われているという記載をしてございます。

めくっていただきまして 4 番の添加物、スクラロース、甘味料でございますけれども、これも管理状況といたしまして、調査研究によりまして ADI との関係を調べるということで、中ほどの欄には具体的な数字、ADI 比で 0.23% という数字を挙げさせていただいてございます。

次の亜硝酸塩も同様でございます、これにつきましては ADI 比 9.4% という数字になってございます。

ラック色素につきましては、前回のときの会議の場でも議論がありましたけれども、この提案に対する事実関係として、生協連での取り扱いについて追記をさせていただいてございます。

それから、飛びまして 8 番、緑色のセルになってございますけれども、これは前回の専門調査会で鬼武専門委員から御提案のあったものをそのまま記載させていただいているところでございますけれども、右欄のほうでの評価、管理の状況といたしましては、指定添加物、既存添加物、それぞれの状況を書いてございます。提案の内容といたしましては、一部の指定添加物の再評価が必要だという点や、既存添加物の評価についての提案でございましたけれども、それに対する対応といたしまして右の欄でございますけれども、指定添加物につきましては厚生労働省のほうで摂取量調査をして、ADI との関係で確認をしているところでございますけれども、厚生労働省によりますと、指定添加物の再評価については今後、順次、評価予定ということとしているということですので、その記載をさせていただいてございます。

下の欄で、既存添加物についての状況でございますけれども、厚生労働省のほうで厚労科研費のほうで調査をやっておるということで、既に 139 品目の点検が推進されているということと、問題のある添加物については、名簿から削除しているというようなことを記載させていただいてございます。

それから、次にめくっていただきまして 9 番の農薬、臭化メチルでございますけれども、これにつきましては前回、臭化メチルをめぐる国際的な議論の状況も追記してはどうかという御指摘がございましたので、右のほうの欄にコーデックスと国際植物防疫条約（IPPC）での状況を書いてございます。いずれも代替の推進が議論されているということで、コーデックスのほうでは臭化メチルの代替剤の一つであるフッ化スルフリルについて、この評価を前倒しをして、2006 年には既に国際基準ができていたというようなことになっているところでございます。なお、中ほどのほうで臭化メチルの関係で具体的な量ということで、現在、不可欠用途という形で防除等で一部が使われているわけでございますけれども、その量を記載させていただいてございます。

次の 10 番の動物医薬品でございますが、遺伝子組換え牛成長ホルモン剤ということで、これは乳量増加を目的とした成長ホルモン剤ということでございます。前回の専門調査会場で国際的な状況について議論がございましたけれども、その関係を追記させていただいております。右の欄でございますけれども、コーデックス委員会、ことしの第 35 回総会におきまして天然型牛ソマトロピンの四つの類似物につきましては、JECFA に対して再評価を要請すると。JECFA におきましてはその上にありますように、1998 年に評価がされているわけでございますけれども、13 年を経たということで再評価するということで、コーデックスとして JECFA に要請するということが決まっております。

この JECFA の再評価なり、コーデックスの担当部会である残留動物用医薬品部会につきましては、JECFA の関係を踏まえて検討するというところで、コーデックスのステップといったしましてはステップ 8 のまま、保留するということがことしのコーデックスの総会で決まっているという状況です。次回の動物用医薬品部会については来年 8 月に開催されるということを記載させていただいております。

なお、上の欄の国内のほうにも書いてございますけれども、そもそも、このものについては、農林水産省のほうでは国内での動物用医薬品としては承認をしていないということでございますけれども、食品の管理措置としましては厚生労働省のほうで、食品中において牛の生体由来で通常、含まれる量を超えてはならないという規定が適用されているというような状況でございます。前回の専門調査会で除外事由の (1) とすることについては御議論がございましたけれども、このような状況でございましたので、(1) は残させていただいております。

それから、次のページでございますが、器具・容器包装の関係でハウロウなり、ポリブチレンテレフラレートの関係で、ここで販売数量の数字がございましたので、御参考までに追記をさせていただいております。

次のページ、13 番のパーフルオロ化合物ということでございますが、これにつきましては中ほどのところで、日本国内における推定一日摂取量ということで、PFOA と PFOS について記載をさせていただいております。国内では TDI は設定されてございませんけれども、海外、EFSA の TDI と比べますと例えば PFOA であれば EFSA の TDI は 1,500 ng ということでございますけれども、それに対して 1%程度と、PFOS の関係であれば EFSA は 150 ng ということで TDI を設定してございますけれども、その 1 割弱というような水準になっているところでございます。

それから、次のページの PCB の関係でございますが、これにつきましても PCB の排出量ということで、かなり規制はされているわけでございますけれども、排出量の現状ということで記載をさせていただいているところでございます。

それから、次のページの汚染物質関係、カルバミン酸エチルということでございますが、いわゆる核果蒸留酒などに含まれるものということでございまして、国際的にはその低減ということで JECFA で低減化の提言がされているということでございますが、中ほどに国

内での国税庁が調査した数値ということで、核果蒸留酒と清酒の値を記載させていただいてございます。ちなみに、平成 19 年に EFSA が核果蒸留酒の平均の量を調べていますけれども、それが 0.85 mg/kg でしたけれども、それに対すると、日本で売られているものについては、低いというふうな状況になっているということでございました。

それから、次のものは変更はございませんが、次のページの微生物・ウイルスのここは特に記載の変更はございません。

それから、19 番のかび毒・自然毒のところでかび毒との共汚染の関係につきましては、右のほうの欄で共汚染の実態ということで食品安全委員会の調査事業の結果ということで、そのデータを追記をさせていただいてございます。

それから、その下がヒスタミンということで、これも前回の専門調査会で鬼武専門委員から御提案があったものでございまして、これにつきまして情報を追記させていただいてございます。中ほどの概要でございすけれども、食中毒の発生状況、届出状況でございすけれども、2011 年は 7 件、206 名ということでございます。右の欄が国内での管理の状況ということでございすけれども、厚労省のほうで監視指導をやっておるというところと、食品安全委員会におきましても注意喚起等の資料なり、情報提供させていただいているということでございます。

海外の情報といたしましては、FAO と WHO の専門家会合というものがことし、行われてございまして、そこにおきまして、この科学的知見の整理がされてございます。その場では魚類、魚類加工製品につきまして、無毒性量として 50 mg というものが一つの閾値として適切であろうというような結論が得られているところでございます。なお、これまでコーデックスのほうで個別規格として、あるいは米国や EU などでは幾つかの品目について基準値がございすので、それを記載させていただいてございます。

それから、次のページでございすが、微生物・ウイルスのクドアということで、ヒラメでの寄生虫由来のものでございすけれども、中ほどに食中毒の発生状況ということで、2011 年の届け出件数ということで 33 件、473 名という数字を上げさせていただいてございます。また、ヒラメの漁獲量等の数字も記載させていただいてございます。

それから、その次のページ、寄生虫ということでございすが、これにつきましても中ほどでございすけれども、住肉胞子虫ということで、馬刺しなどで昨年から食中毒の届け出の対象となっているものでございすけれども、これについての発生状況ということで昨年は 2 件、11 名ということで数字を記載させていただいてございます。

それから、次のページについては特に追記はございません。

次の 26 番でございすが、電磁波によるアミノ酸の変質ということでございすけれども、これについては、きょう、御欠席の石川専門委員からの御要望がございまして、さらにこれについても情報を追記させていただいてございます。中ほどをごらんいただきますと、これについてはもともと電子レンジによりましてアミノ酸が変質すると、それが有害だというようなことで、そういう論文があるということでございましたけれども、下線

を引っ張っている部分の上のほうなのでございますけれども、大もとの文書につきましては電子レンジで 10 分、加熱したベビーフードでの数字だったということで、通常ではないような条件でのものであったという情報が得られましたので、記載させていただいてございます。

また、その下のもう一つの論文につきましては、アミノ酸が本当に有害かどうかということについては、D 型、L 型の関係でございますけれども、これについてはさまざまな諸説があるということで、必ずしも評価は定まったものではないというようなことでございますので、そういった情報を追記させていただいてございます。あと、右の欄で海外での情報ということで、韓国のほうでもこの関係について話題となっておったようでございまして、韓国の食品医薬品安全庁のほうで、電子レンジで加熱したものについての安全性について、ホームページで掲載されたものがございましたので、それを記載させていただいてございます。

それから、次に 27 番以降で放射線照射食品関係が三つ並んでございますけれども、この関係で追記させていただいたのは、ばれいしょの関係の国内で今、食衛法上、認可されているものでございますけれども、芽どめ防止用のばれいしょへの照射の処理量ということで、直近では約 6,000 トンという数字がございました。全体のばれいしょ収穫量に占めると少ないわけでございますけれども、6,000 トンというような数字を以下、記載させていただいてございます。27、28、29 と同様の記載となっております。

あと、大きな変更はございませんで、最後の 37 番、38 番、この欄は案件候補の対象外とした案件ということで、前回までは対象案件候補として挙げさせていただきましたけれども、前回の専門調査会の議論の中で、まず、37 番につきましては食習慣の問題であるというような議論でしたので、これは対象外という整理とさせていただいてございます。それから、38 番の豆乳アレルギーですけれども、これについては体質の問題ではないか、あるいは豆乳アレルギーといっても大豆アレルギーのことであるというようなことで、対象外であろうということで、そういう議論がございましたので、今回、このような整理とさせていただいてございます。

一応、前回の資料からの追記等の説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございました。

○井原総務課長 追加で事務局のほうから説明させていただきたいと思います。今、新本のほうから特に危害要因に関する概要等につきまして、危害の発生状況等、得られた情報を追加いたしました。それで、資料 2-2 をごらんいただきたいと思います。

企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方ということで、(1)に案件候補の選定基準ということで、大きく①と②の二つの選定基準を記載しております。①のほうが現在、健康被害は生じていないけれども、今

後、被害が生じるおそれ、被害は顕在化していないが、拡大が想定される、②のほう健康被害が生じているけれども、科学的知見が不十分で危害要因等の把握の必要性が高いものの、大きくこの二つの基準が掲げられております。

これに照らしまして事務局のほうで、先ほど新本が御説明いたしました追加情報等も見ていきますと、例えば 9 ページのナンバー16 でございますけれども、腸管出血性大腸菌の 0104 のところで、ここでは昨年、2011 年 5 月から 7 月でドイツで大規模な感染者が発生をしていると、幸い、我が国での感染者の報告はないということでございます。先ほどの資料 2-2 の選定基準に照らしますと、このナンバー16 は①に該当する可能性があるというふうに考えているところでございます。

同じような見方で次は 11 ページでございますが、11 ページのナンバー20、今回、案件として追加いたしましたヒスタミンでございますが、これにつきましても 2011 年の食中毒の発生状況で 206 名という被害発生状況でございます。そうしますと、これも可能性といたしまして (1) の②に該当する可能性があるというふうに考えます。それから、続いての 12 ページのクドア、ナンバー21 でございますが、これも 2011 年の発生状況でございますが、33 件、473 名と、これも (1) の②、それから、ナンバー22、微生物・ウイルスで、これも発生件数としては少ないですけれども、2011 年に 11 名の患者が出ていますと、それから、ナンバー23 のアジア条虫につきましても、2010 年から 2011 年、関東地方 1 都 5 県 15 名の被害が発生をしているという状況で、②に該当する可能性があるというふうに事務局のほうで追加情報等と選定基準を照らし合わせますと、この 5 件が可能性があるのではないかとというふうに考えました。ということで追加の説明をさせていただきました。以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今、二つのことが事務局から御説明されましたけれども、一つは資料 2-4 の特にアンダーラインを引いている部分が前回からの追加情報ということでございます。それから、資料 2-2 のそもそも対象候補の選定の考え方から、そういう目で見たときに今、御説明いただいたように 5 件が選定基準 (1) の①あるいは②に相当するというふうな御説明でございました。というわけで、いかがでしょうか。特に御意見がなければ、ただ今、事務局から御説明のあった 5 件を中心に御議論いただくというやり方もあるかと存じますけれども、この点について何か、どうぞ。

○近藤専門委員 質問ですけれども、今、前半で御説明いただきましたときに除外理由、一番右端の (1) (2) (3) (4) がございますね。これがついている、ついていないというのと、検討に残すか、残さないというのは別の話なのですか。この除外理由というのがついているので、ことしはないのかしらと思ってずっとお聞きしていたら、結果として 5 件あります。しかし、それぞれすべて除外理由がつけられているのですけれども、これと

の関係を教えていただきたいのですが。

○井原総務課長 除外理由を（１）から（４）までは、資料 2-3 の提出資料に盛り込む事項といたしまして、対象案件から、もし、除外するのであればということで記載をする項目でございます。追加の情報として危害の発生状況とかということを追加したわけですが、この除外事由と選定理由との関係で見えますと、例えば、案件候補の選定基準の例えば①については、除外事由の（１）（２）に該当すれば、例えばリスク管理措置がきちんととられていれば、今後の被害の拡大が想定されるおそれは少ないというようなこと、それから、情報が明らかでない場合については、顕在する可能性が拡大するかどうかというのはわからないということから、除外事由になろうかと思うのですけれども、それが除外事由に当たるか、危害要因として今回、追加情報がありますので、これに当たるかというところを、この場で御議論いただければということで併記をしております。

○近藤専門委員 御説明はよくわかりましたけれども、先ほどの報告と同じように、おまとめいただくときにもうちょっと工夫していただかないと、聞いているほうが混乱いたしますので、よろしくお願いいたします。

○早川座長 これは一応、全部に除外事由が入っているのですかね。そういうことです。まずはそこで除外事由に全部当たると、当たるのだけれども、先ほど御説明のあったように 5 件については議論して、案件として残すかどうかを少し御意見をいただければいいのではないかと、そういう趣旨ですね。

○井原総務課長 すみません、わかりにくくて申しわけありません。そういう趣旨でございます。

○早川座長 そういう趣旨だそうでございますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○近藤専門委員 もし除外するとしたら、（１）から（４）のこれに当たるということなのか。

○井原総務課長 除外するとすれば、（１）から（４）のどれに当たるかということなのです。資料 2-2 と資料 2-3 の（１）から（４）の関係なのでございますけれども、改めてわかりにくいということですので、来年度以降、これは整理が必要ではないかと個人的には思っております。個人的な考えを言って恐縮ですが、例えば除外事由の（３）とか（４）については、除外事由としては、より親和的な、資料 2-2 の選定基準の下に案件候補の選定に当たっての配慮事由というのがございます。評価ニーズが特に高いと判断される場

合、それから、科学的知見が充足されている場合です。これは1と2の関係でいきますと、1の選定基準に当てはまるもの、その中で特にこういうものに配慮すべきという考え方になると理解されます。

対象案件からの除外事由の(3)(4)でございますけれども、除外事由として一番親和的なのは、科学的知見が充足されている場合の(2)②に該当するかどうかであると思います。(4)はどこに該当するのか、若干、疑義が残ります。(3)の過去に企画等専門調査会で調査審議されて新たな科学的知見がないというものについては、例えば科学的知見が充足されているという配慮事由との関係を整理をしないと、なかなか、除外事由と選定基準がうまく合致しないなと思っています。この除外事由と選定基準の関係は来年度、わかりやすいように整理をしたいと思っています。

○早川座長 順番としては案件候補の選定基準に該当しそうなものは拾って、それで、その中から絞り込んでいくときに、例えば、(1)から(4)までですかね、これを深く検討するというような感じのアプローチがいいのではないかとということでしょうかね。

○井原総務課長 事務局としては、資料2の考え方はそのように考えて、段階を追って候補を絞り込んでいくべきと考えております。

○早川座長 そこは、なかなか最初は重点的に絞り込むときに、除外理由でやってしまうと、全部、なくなってしまうと、管理はうまくやられているはずなのだけれども、先ほどの健康被害者が多数出ているとかいう話もありますよね。だから、先ほどの資料2-2をベースに一応考えて、さらに絞り込みのときに除外理由も深く考えてみると、そういうやり方でいいですか。いかがでしょうか、委員の先生方、御意見は。

○近藤専門委員 というか、例年はどうされていたのですか。

○井原総務課長 昨年も同じような考え方で整理をしてきております、今回、お示している資料2-4につきましては。

○近藤専門委員 ごめんなさい、去年の記憶がなくて申しわけない、その前は参加しておりませんでわかりませんが、昨年も除外理由から見ると、全部、外れることになったのだけれども、去年は評価案件対象はなかったのでしたっけ。

○早川座長 なかったです。

○近藤専門委員 なかったですね。結局、除外理由で全部外されたのですねよね、去年

はね。だから、余りそういう議論は昨年はなかったもので、私はことし、混乱しているのだと思うのですけれども、表のまとめ方が混乱を呼んでいるのか、それとも、御説明の順番が先にその説明をしていただいてからやっていただければ、もう少し混乱しなかったのか、いずれにしても結果は同じですので、よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 昨年度も除外理由については、すべての項目についてつけた上で議論をしていただいて、最終候補としてたしか五つ、今回、クドアは最終候補に残ったと記憶していますけれども、残った上で御議論いただいて、最終的に候補はなかったという結論だったと記憶しております。

○早川座長 よろしいですか。まだ、御納得いかない。

○近藤専門委員 やるべきことは同じですから、これで結構です。

○早川座長 やることは同じですからよろしいですか。今のような先ほどの資料 2-2 に基づいて絞り込んで、それをさらに除外理由等々を勘案して御議論いただくというふうな議論の仕方で進めたいと思いますが、よろしいですか。先ほど事務局のほうから資料 2-2 をベースにした場合に、5 件が挙げられるというプロポーズがあったわけですが、これについてはいかがですか。つまり、5 件について、今、フォーカスされていて、これから御議論いただくという話になりますけれども、よろしいですか。特に御異論がなければ、その 5 件に絞り込んで御議論をいただければと思います。

それでは、その 5 件というのを先ほど御説明いただいたのですが、多分、皆様方、除外理由との間でややわかりづらかったかもわかりませんが、私の記憶ではまず 16 番が 5 件のその 1 だったでしょうか。

○井原総務課長 ナンバー16 が選定基準としては①に該当する可能性があるのではないかと。

○早川座長 これはドイツを中心に 0104 の集団感染が発生しているというふうなことから、我が国では感染者の報告はないけれども、検討に値するのではないかというお話でありました。いかがでしょうか。渡邊先生、何かコメントはございますでしょうか。

○渡邊専門委員 まず、皆さんの意見を聞いてからにします。

○早川座長 いかがでしょうか、先生方。厚生労働省としては 0104 の検査が追加されて、監視が行われている状態であると、こういう先ほどの除外理由というか、対応策がとられ

ているということでございますが。どうぞ。

○山田専門委員 腸管出血性大腸菌というと 0157 が有名で、我々もそれについては知識があるのですが、0104 というのはこれの亜種なのでしょうか。

○早川座長 渡邊先生、いかがですか。

○渡邊専門委員 亜種というか、大腸菌というのは表面に糖鎖が出ているのですけれども、その糖鎖の構造の違いによって 1 から 184 番に分かれているわけですね。それで、0157 とか 0104 とかと名前をつけているだけで、余りこれ自体には意味はないのですね。この意味があるのは、腸管出血性大腸菌という場合にはこれにベロ毒素という毒素の遺伝子を持った大腸菌が産生する毒素が我々の血管内皮細胞を傷害することによって腎臓がやられたり、肺がやられたり、脳がやられたりということが起こるわけです。ですので、その毒素を持っているかどうか非常に重要となるわけですね。

今回の 0104 というのは 0157 大腸菌とどこが違うかといいますと、今までの腸管出血性大腸菌というカテゴリーの大腸菌は、特殊な腸管に付着する因子をもっておりまして、その菌にベロ毒素が入っていたわけです。今回の 104 は、今まで言われていた大腸菌と違うカテゴリーに入る付着因子を持つような菌にこの毒素が入ってしまったということで、顔が違うということになります。今まで持っている 0157 菌を含めた付着因子というのはどういう因子かということ、牛とか、家畜に非常に定着しやすい、もともと、人間にはほとんどかからないようなタイプであった、そういう大腸菌なわけです。その毒素を持った牛は特に病気を起こさないで、特に家畜伝染病予防法の対象になっていないわけです。それがたまたま人間の体に入ってしまうと、そこで定着して、その毒素を産生して悪さを起こしてしまうわけです。

0104 はどういうタイプの菌かということ、もともと、人間にかかる大腸菌に、そこにベロ毒素が入ってしまったということで、ある意味においては厄介なわけです。そのために今回、ドイツ等で起こった事例において重症者がたくさん出たのは、それが一つの理由ではないかということと、成人等に重症者が非常に多いということも、もともと、この大腸菌がそういう成人等にかかる大腸菌のタイプのものであったために重症化の原因ではないかというふうに言われています。0157 の場合はどっちかということ、子どもとか老人に非常に重症性を及ぼすということで、ちょっと違うわけです。

幸い、日本にはまだこれが入ってきていないのですけれども、これと同じタイプの大腸菌、腸管凝集性大腸菌という名前の菌なのですから、その菌に実際にベロ毒素が入ってしまって、一人亡くなったという例が 2001 年に日本でも鹿児島で起こっています。それは 086 というタイプの菌なのですから、そういう意味では、こういう菌がどこで発生し得ないとも限らないというのが現状なわけです。ただ、今回の原因がなぜ、こういう

タイプの菌にこの遺伝子が入ってしまったのかというのがよくわからないのですね。

ここでスプラウト種子の輸入を禁止したと書いてありますけれども、このスプラウトはもともとエジプトが由来であろうというふうに言われているわけです。なぜ、エジプトでそういうものが起こったのかというのはよくわからないのですけれども、一つの可能性としてはエジプトのいわゆる農業で、牛の糞と、人の糞を同時に野菜等に肥料として使っていたのではないだろうかと考えられています。先ほど言いました人から出る大腸菌に牛から出る大腸菌の遺伝子が入り込んで、そして、たまたま、それが種というか、導管を通して、植物の野菜の種の中に入ってしまったと予想しているわけです。その辺はまだ確かな証拠はないのですけれども、そういうふうに推測されるという状況であります。

ドイツでこれが起こった後に、今、他で起こっているかという余り起こっていないのですね。一時、トルコでそういうのが出たとか、いろいろ言われたのですけれども、この時期に起こったほどの大きな問題にはなっていないということです。そうすると、これを評価するにしても科学的知見というのがこの一例だけなので、ほかでそういう事例がないので、どのぐらい普遍性を持った形で評価できるのかということはなかなか難しいというのが一つです。

それと日本で患者が起こっていないので、日本のそういう環境内においてはどうかかと、それがどのぐらい日本人にとってリスクがあるのかというレポートが何もないわけですね。そういう意味では、評価というのはなかなか難しいので、むしろ、リスクプロファイルをつくることによって、こういう問題があるのですよということで、世界でわかっている論文等をまとめて、例えばホームページに上げておくというのは、一つできるのではないかというふうに考えられます。

以上です。

○早川座長　ありがとうございました。

リスクについては、今、渡邊先生に御説明いただきましたように、日本でどれだけリスクとしての普遍性があるのか、環境の問題もありますし、というところがあると。リスクそのものがあるということはわかるわけですね。もう毒素が入っていますから、しかも、人に付着するという因子も最初から秘めているということで、そういう意味では、リスクがある、なしという意味ではリスクはありますということですが、さらにどういうリスク評価をすればいいのかということに関して、どの程度、できるかという話と、それから、厚生労働省で先ほど右のほうに書いていますけれども、0104 の検査が追加されて監視が行われていると。つまり、ここでリスク評価をどういう形にしろやって、それを当然、管理機関に答申するわけですが、それがさらなるいい形の管理につながるのか、一応、今の管理の状況でいいのかという、そこら辺の兼ね合いなのかなというふうに思うのですが、御意見はいかがでしょう。どうぞ。

○堀口専門委員 今回の渡邊先生のお話をお聞きして、対象案件からの除外理由のところの1番だけではなくて、もし、除外するとしたら、技術的に困難という理由の表現の技術的というのがわからないのですが、今の渡邊先生のお話だとリスクがあることはわかっているけれども、評価自体が困難であるというふうに私は今、解釈したので、4番も除外理由に技術的困難というのがどういう内容なのか、私には解釈ができないのですけれども、もし、除外する場合には1番の厚生労働省の検査の項目に入ったということと、健康影響評価を行うことが困難という、今、日本に事例がないとかと言われるようなことからの(4)と両方の併記になるのかなというふうに思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○早川座長 そういう御説明であったというふうに承りました。これ以上のリスク評価が今のところ、我が国においてどうかということがこれ以上はなかなか突っ込んでやるのは難しかろうという、渡邊先生、そういう意味でよろしゅうございますか。どうぞ。

○鬼武専門委員 私も今、渡邊先生のお話を聞いてリスクプロファイルとか、その資料をつくるほうに賛成します。というのは、今まで特に微生物の本分野では例えば ready-to-eat とリステリア菌とか、食品を媒介して何か食中毒菌との関係で、リスク評価なりの必要性ということでやってきたと思うのですが、この場合はスプラウトかという、そうでもないかもしれないし、まだ、そういうデータがはっきりわからないという状況であれば、今、現状ではリスクプロファイルなり、海外の情報を綿密に集める、最新の情報をアップデートしているほうが良いというふうに私は考えます。

以上です。

○早川座長 ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。ナンバー20 だったと思いますが、ヒスタミンでございます。これについて御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

実際に2011年に情報としては食中毒の発生として7件206名いるということですが、ヒスタミン自体がある量を超えるとリスクがあるということは明らかでありまして、国内で流通する食品、飲食店等の監視指導を食品衛生法に基づいて実施しているという、これももうちょっとヒスタミンに限らずだと思いますが、全体としてやっている。それから、自ら評価候補として過去に検討したけれども、特に候補とならずに啓発・注意喚起という形で対応していると、こういうことであります。いかがでしょうか。どうぞ。

○鬼武専門委員 前回、これは私のほうで提案させてもらったものですが、具体的に前回のときにこの案件として、今、やる必要はないという状況と、今回のところでどこが変わっている、前回のところを私は知らないのですけれども、前年度以前で取り上げなかった理由というのはどういう理由ですか。もし、それと今、状況が変わっていて、例え

ば中毒の事例がふえているとか、そういうことであれば、候補としては挙がる可能性はあると思うのですけれども如何でしょうか。

○早川座長 私の理解では、2011 年の食中毒の発生状況が今回、出てきた……。

○鬼武専門委員 今回はですね。以前に選ばれなかった理由のところがわからなかったもので、お尋ねしています。

○早川座長 過去は多分、(1) (2) (3) ですかね、除外理由で落ちたのだと思いますが、いかがでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 今、確認させていただきます、過去のものについては。

○早川座長 ほかにコメントはございますでしょうか。また、次回、最終的に決定したいと思いますので、次回までに過去の記録を調べていただいて、御報告いただきたいと思います。よろしいですか、このヒスタミンの件につきましては。

それでは、次にクドアです。これも平成 22 年、23 年ですかね、自ら評価候補として検討したけれども、落ちているというものであります。ただ、2011 年の食中毒の発生状況 33 件 473 名というのが出てきているので、事務局としては 5 件の中に挙げられたというふうに理解しております。いかがでしょうか。

○山田専門委員 この新型クドアは、我々小売業の品質管理担当者の間では非常に話題になっていることで、不安も大きいと思います。昨年ここで検討したときには、まだ、知見が十分ではないというお話でしたが、先日、渡邊先生からも研究が進んできたというお話もありましたので、ぜひ今年は評価案件の中に加えていただきたいと考えております。

○早川座長 どうぞ。

○近藤専門委員 私も昨年、これを取り上げてはいかがかと申し上げた記憶があるのですが、一般消費者にとってヒラメ毒というのが余り知られていない、もちろん、山田専門委員のほうは販売側の立場でよくご存知だということだと思いますけれども、一般消費者としてはヒラメを生で食べることの危険性というのは、本当に知られていないと思いますので、これは一回、取り上げて御検討いただくほうがよろしいのではないかなと、再度、申し上げたいと思います。

○早川座長 いかがでしょうか。

○田崎専門委員 クドアについてですが、現場の状況では、クドアについては原因食品がヒラメだけなのか、ほかの魚種でも疑われるものがあり、たとえばメジマグロとか、あと、カツオもあります。疫学調査の結果では潜伏期間が大体 3 時間から 10 時間ぐらいで、類似症状を呈する患者さんが出ていたりしております。ですので、クドア等に対する食中毒対策を推進する上でも、寄生の宿主についてのより詳細なデータが必要かなと考えます。以上です。

○早川座長 ほかに。どうぞ。

○鬼武専門委員 特段寄生虫のところはよくわからないですから、反対する理由はないと思うのですけれども、たまたま、前回のこの会議が終わってから、多分、事務局の方は既に御存じかと思えますけれども、2012 年に寄生虫についても WHO もしくは FAO の国際機関で、寄生虫についてのプライマリーレポートが出ていまして、その中に公衆衛生上重要と考えられる 24 種類ぐらい寄生虫があるわけですが、その中にはヒラメ毒（クドア）、多分、地域性があるのでしょうかと思えますけれども、その寄生虫は入ってなくて、24 種の中で日本に関係するのはアニサキス症のほうが患者数は多いので、世界的にもそういうものが重要であるというレポートがあります。したがって、地域性なりということでは、ヒラメ毒を優先するのか、もしくは、今、世界的にはトップ 5 というランキングの中に入っている中にはアニサキス症とか、サナダムシとか、従来型の条虫とかいうのがランキング上位に入っていたと思えますけれども、このような寄生虫についてのリスクマネジメントというか、国際的には有効であるというレポートがありました。私は寄生虫に関して専門家ではないですし、この会議の詳しい状況は把握していません。感染症の方が出席されていたと思えますので、もし、本件においてコメントがあれば、国際機関で出された結果を踏まえて議論していったほうが良いというふうに思っております。以上です。

○早川座長 先生、どうぞ。

○渡邊専門委員 感染研から実際に寄生虫の部長がこれに出ています。それによると、この間の微生物部会でも報告してもらったのですけれども、この問題は議論されました。議論されたけれども、取り上げられなかった理由というのは、日本だけで起こっているということで、ほかの国はそういう事例がないので、地域性が非常に高いということで取り上げられていないということでもあります。

患者数は前よりは少し減ってくる、これから減ってくるのだと思うのですけれども、今、水産省等でこれの種苗がどうなっているのかどうか、その辺の研究がされてきて、検査し

て、汚染されてないやつを買ってきて育てるといような方向性の研究がされていますので、だんだん、少なくなるのだと思います。ただ、日本ではそういう対策ができていますけれども、ほかから輸入されるような種苗の場合には、なかなか、難しい点はあるかもしれないです。

その辺の問題も兼ねて、評価というのはなかなか難しいのは、論文が一つしか、日本の論文しか出ていないのですよね。この間、アクセプトされたクリニカルインフェクシャスディジーズという雑誌に一報が感染研と、国立衛試から出ただけなので、なかなか、それをもってどのぐらい評価ということに耐えられるか、わからないわけですがけれども、現状把握という形でのファクトシートとどのぐらい研究がされていて、どのぐらいどこまでわかっているのか、その辺のところの調査というのは可能ではないかというふうに思います。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。いずれにしましても今のような御意見を踏まえて、もう一度、事務局で整理していただくということになるかと思います。

それでは、次に 22 番ですかね、寄生虫でございます。これについてはいかがでしょうか。

○渡邊専門委員 これも先ほどの FAO/WHO のところで討論されました。されたけれども、入っていないと思いますね。入っていないのも、馬肉を生で食べて云々というのも、ほかの国では余りないということで日本の地域性が高いということで、恐らくほかの国は関心を示していないのだろーと思います。昨年、厚労省でこれが議論されて、一応、これに対する案としては冷凍して食べれば、寄生虫は大体死にますので問題ないのではないかとということで、マネジメント側の対応はそういうふうになっていると思います。これのリスク評価をするということですが、皆様も御存じのように、食品衛生法の中で寄生虫は報告対象として一つ一つは取り上げていないのですよね。

ですので、これだけがどのぐらい日本にあるのかという実態調査のデータがありません。ですので、今後、厚生労働省は取り上げるという方向になっていると思いますけれども、まずはデータをちゃんと集めるということが重要なのではないかと思います。データを集めるということを食品安全委員会で決めて頂き、それを研究テーマとして、上げていただくのも結構ですし、厚労省もちろん、そういう形でやっているはずですので、その辺のところをにらみながら、徐々に評価のほうに持っていくというのが方向性なのではないかと思います。やらない云々ではなくて、そういう方向を持って研究を促進するということで、研究費をきちんとサポートしていただくというのが一つなのではないかと思います。

○早川座長 どうぞ。

○堀口専門委員 クドアも今のもそうなのですからけれども、なので、対象案件から除外理由のところが技術的に評価が困難というか、今後、前向きにデータを集めるという項目が（４）に含まれるのか、別途、設定するのか、わからないのですけれども、何か、それがないと除外するなり、しないなりのしっくりいかないようなところが１点、案件としては出始めているような気がしました。なので、今の例えばプロファイルは日本以外の国がその食習慣を持っていればできると思うのですけれども、日本独自の食習慣の部分においてはプロファイルは難しいので、日本の中でデータをどうやって集めていくのかという話になろうかと思うのですが、そのときに除外案件のところが当てはめぐあいが悪いかなというふうに思いますので、そこを書きぶりを考えるなり、次回というところでお願いできれば整理がしやすいのかなと思いました。

○早川座長 除外にするにしても、案件の中に入れるにしても入れないにしても、多分、その濃淡もあるのだらうと思うのですね。例えばクドアの場合と寄生虫の場合のデータ不足は同じ程度なのか、私は渡邊先生の御意見を伺っていると、むしろ、寄生虫のほうが遠いところにまだいるのかなというふうな、そういう濃淡はあるのかなという気はしております。それも検討というか、議論としては加味したらどうかなというふうな気もしております。先ほどクドアはやや積極的に取り上げるべきだという御意見もございましたので、それはいろんな総合的に考えた場合に、データは不足しているけれども、取り上げることによって、さらにデータの収集を加速するというか、そういう可能性もありますので、寄生虫の場合とは多少、濃淡が違うかなというふうに思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○井原総務課長 すみません、（４）の技術的困難というのは、事務局としては、そもそも、リスク評価の手法自体がまだ開発をされていなくて難しいというものを（４）として挙げると理解しております。例えば情報が十分でなくてリスク評価がなかなか難しいというのは、選定基準の①には該当する、（１）には該当するけれども、（２）の配慮事由の中で（２）の②を考慮すると、なかなか、優先順位としては低くなるという考えをとっておりまして、それがなかなかわかりにくいので、そこはもう少し見える形で資料を整理したいと思います。

○早川座長 今のようなことだと、除外事由の取り上げ方が例えば先ほどの資料 2-2 の場合には、もともと、科学的知見が不十分でありという項が入っているから、それは前提だということで除外理由にわざわざうたうことではない、そういう意味ですね。

○井原総務課長 いずれにせよ、わかりやすい資料を作成したいと思います。

○早川座長 先生、どうぞ。

○渡邊専門委員 一つ提案ですが、前にも何回も言っているかもしれないのですが、ここで、こういう形で取り上げた場合に、データが不足であるということがあった場合には、ぜひ、この研究課題の中に指定研究という形で入れてほしいのですよね。公募研究だと、なかなか、それにふさわしい人がそこに応募してこない可能性もあるので、もうちょっと、方向性を持って例えばこの企画委員会で上げたものに対して、事務局がそれに対してどういうふうに進むのかという方向性を示してほしいと思うのですよ。

少ない研究費を無駄にとは言わないまでも、いろんなところに公募で使っているのです。今、日本の研究費のあり方で、みんな、公募にしようということになっているのですが、厚生労働省も公募ではない指定研究というのをまたとり始めたのです。そうしないと、なかなか、政策に合った研究ができないところがあるのですよね。ですので、ぜひ、そういうことを食品安全委員会として考えて方向性を出していただければ、せっかく少ない研究費を無駄打ちでなく、有効的に使えるのではないかなと思いますのでよろしくお願いします。

○早川座長 それは、ぜひ、研究課題の取り上げ方として大変重要な御指摘でございますので、ぜひ、よろしくお願いします。食品安全委員会、来年度の予算も 10 億以下という非常に少ない額でありまして、ほかの、今、はやりの研究費という、一人で 10 億、20 億をとっていつていますので、それに比べると食品安全というのを国民は待望しながら、食品安全委員会の予算が 10 億以下というのはなかなか信じがたい数値ではあるのですが、それは急にふやしてくれといっても難しいところがあるかもしれませんが、企画等専門調査会からもぜひ、本当に国の食品の安全ということで国民が願い、国がうたうならば、もっと、ここにもきちっとした予算の配分をというふうな提言をしてもいいのではないかとさえます。いずれにしても、今のような大事な研究テーマについては、むしろ、指定型という形で取り上げていくという方向も、ぜひ、考えていただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

○鬼武専門委員 この資料の中で別件で発言していいですか。全体を見て、前回の資料よりも大分、修正されているのですが、一つ気になっているのは例えば 1 ページの多分、自ら評価案件として要求して出している人が使っている言葉・用語でしょうけれども、評価課題／危害要因のところ人工アミノ酸という言葉を使っているのですが、できたら、食品安全委員会が用語として使うのだったら、アミノ酸という言葉で、“人工”という言葉は除いて頂いた方がいいと思います。セルのところに出てきている分について

は、提案された用語を使っていいのでしょうけれども、個々の危害要因のところには、人工という言葉は正確性を欠くというか、余り科学的に使ってきていない言葉は食品安全委員会自身が使うことはやめたほうがいいというふうに思います。

それから、あと一点ですが、11 ページ目のところで、WHO の FOOD ADDITIVES SERIES の年が何年にパブリッシュされたかという報告した年がこの部分だけ入っていないので、シリーズ 47 だと多分、2001 年だと思います、年を入れてもらえればということです。あと一点ですが先ほどの 13 ページに記載された寄生虫のところのところは、WHO のプライマリーレポートですけれども、既に 2012 年に出ていますので、それも参照としては載せていただいたほうがいいというふうに思っています。以上細かい点ですが、3 点だけ気づいた点を申し上げました。

以上です。

○早川座長 ちょっとそれで恐縮ですが、人工アミノ酸というのは。。。私は勝手に間違っているかもしれないけれども、天然アミノ酸ではないアミノ酸のことを指しているのかなと思ったけれども、普通のアミノ酸のことを合成でつくったから、人工アミノ酸と言っているのですか。人工甘味料というのは普通の甘み成分ではない、天然のものではないことを人工甘味料。

○鬼武専門委員 世の中でよく流布し、一般的に使われている言葉があります。一方で食品安全委員会が多分、危害要因とか、評価の課題として挙げているのであれば、少し正確な表現を使ったほうがいいと考えます。人工アミノ酸というのは多分、食品安全委員会が使う適切な言葉というふうには理解していなかったもので、提案された方は多分、アミノ酸とかということといい、それか添加物である調味料あるので人工的に製造されるものとしてまたはそのような理解で使用されたのではないかなと思います。この点は私の意見として申し上げたのです。

○堀口専門委員 言ってきた人が使った言葉と、その言葉によって安全委員会がこういう言葉で、それで、危害要因に関する概要などという、国内外における云々かんぬんというのを書けばいいと思うので、その人が実際に使った言葉は大事にしてあげて、けれども、食品安全委員会としてこの言葉ではなくて専門用語というか、この言葉で理由づけを考えていきましたというふうにもう 1 行、もう 1 列というのですかね、1 行、ふえるといいのかなと思いました。

○早川座長 最初的人工アミノ酸、1 番ですね。1 番的人工アミノ酸というのは、私も初めて聞いたのですが、この言葉を、こちらのほうを読んでいるとアミノ酸は食品添加物として指定されたものと既存添加物があり云々と書いているので、これはアミノ酸なのです

よね。それから、3 番目の人工甘味料というのは解説があって、天然ではない甘味料を一般に人工甘味料というのが云々というふうな書きぶりで書いてあって、最初の人工アミノ酸というのは確かにどう考えても変かなというふうに思いますが。

○新本情報・緊急時対応課長 座長、よろしいでしょうか。今の記載のやり方なのですが、けれども、資料 2-4 の 1 枚目で各項目の記載内容ということで注書きを書かせていただいていますけれども、各項目の例えば二つ目に評価課題とか、三つ目に提案内容とありますけれども、あくまでここでの整理は提案者による記載どおりであるという形で、提案者が何を指しているか、必ずしも一致しない場合もありますので、勝手にそれを変えるというのは、なかなか、難しいのかなということで、先ほど堀口先生が言われたように例えば人工アミノ酸で申しますれば、1 番ですけれども、先方の提案内容、提案からはそのまま書いて、それに対する概要の中では例えば食品安全委員会のほうではアミノ酸という言葉を使ったりという形で、そういう整理でさせていただいていることを補足させていただきたいと思います。

○早川座長 ということでございます。

○鬼武専門委員 わかりました。

○早川座長 よろしいですか。

それでは、最後の 23 番目の案件でございます。アジア条虫、これが感染事例は 2010 年、2011 年に 15 名ほど出ているというところから上がってきていると思いますが、これについてはいかがでしょうか。どうぞ。

○堀口専門委員 今、読んでいて気づいたのですけれども、アジア条虫はアジア条虫なのですけれども、食品にしたときに何からくるのかなというのが、先ほどクドアはヒラメがあって、それ以外にさっきのお話だと疑いということでメジマグロとかカツオとかという話が出たと思うのですが、アジア条虫……。

○山田専門委員 これは多分、牛レバーを禁止されたことによって、焼肉屋さんが豚レバーを生で出すようなとんでもないことをしたことによって、アジア条虫の感染者が出ているのではないですかね。

○新本情報・緊急時対応課長 よろしいでしょうか。この関東での事例なのですけれども、感染研が出している情報によりますと、この患者については海外渡航歴がない方であって、原因としては関東地方の屠畜場で食肉にされた豚を感染源とする症例であることが強く疑

われたというような事例になっているところでございます。レバーかどうかわかりませんが、豚を感染源とするというような記載になっているところでございます。

○山田専門委員 幾つか焼肉屋さんで豚レバーを生食で出しているところが最近あるそうですから、常識的には考えられないと思うのですが、アジア条虫がいるということは昔からあれですからね、それから、これもリスクはわかっていると思いますが。

○渡邊専門委員 これも白レバーというか、その種のものがいっぱい、ちまたに出回っているのです。牛レバーをやめて牛は駄目だけれども、鳥と豚はいいだろうというふうなことを考えていらっしゃる方が多数いらっしゃるということで、出回っているのが現実です。厚生労働省はそういう注意をこの間、何回か出しております。さっきも言いましたように食中毒としての寄生虫が、ネグレクトディジーズになってしまっているの、なかなか、適切なデータが取られていないのが現実です。ですので、食べないにこしたことはないのですが、評価をするほどに耐えられるデータがないと思います。その辺のデータをまずはとることが重要なのではないかと思いますので、それ以前に食べないようにしましょうというのが、一番手っ取り早いマネジメントなのではないかなと思いますけれども。

○堀口専門委員 今、渡邊先生の言われた厚生労働省から出た注意については、ここの中に書いていないですね。日付からいくと平成9年のものしか載っていないので、ここに資料を入れ込んだらいいのだと思うのですが、記述として。

○早川座長 次回までに。ほかにいかがですか。

それでは、5件を中心にさまざまな御意見をいただきましたけれども、これを踏まえて事務局で次回までに案件の絞り込み等を行っていただく、あるいは必要な書きぶりというか、情報を含めて盛り込んでいただくということで、次回の専門調査会において最終的に自ら評価の案件候補について審議したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。事務局、よろしいですね。

それでは、次の議題に移ります。食品安全委員会が今後取り組むべき情報提供の方法についてでございます。本件につきましては、前回の企画等専門調査会からの継続審議となっておりました。前回の議論を踏まえて事務局において、さらに検討を行っているということですので、まず、事務局からその検討状況について御説明をお願いいたします。

○北池勧告広報課長 資料3をお願いいたします。情報提供の方法について（案）ということで出させていただきました。今、座長のほうからお話が合った、前回、御指摘いただいたものにつきまして、再度、整理し直したものでございます。

最初のところでございますが、私どもとしましては現在、消費者の方あるいは子どもの

方、報道関係者の方、専門家の方あるいは食品関係事業者あるいは地方公共団体ごとを対象にして、情報提供を行っているところでございます。それで、これにつきましては媒体と対象者につきまして、前回、整理というお話がございましたので、5 ページをあけていただけますでしょうか。現在、実施中の情報提供の媒体と対象者につきまして、マトリックスの関係で整理させていただいたものでございます。A、B、C が並んでございますけれども、A が電子的な媒体というイメージでございまして、B が紙媒体、C がどちらかといいますと対面で行うものという整理でございます。

上から御説明をさせていただきますけれども、ホームページにつきましてはここに書いてございます二重丸の方を主たる対象者と考えております。丸の方に関しては付随的な対象者ということです。ホームページに関しましては非常に専門的な内容が多いということで、専門家あるいは食品関係事業者、地方公共団体の方が中心です。ただ、ホームページの中で特別なコーナーとしまして、評価書の概要あるいは Q&A、それから、キッズボックスのようなある意味では対象者を消費者の方に絞った形の窓をつくりまして、情報を提供させていただいておりますけれども、そういうものにつきましては消費者をイメージしておりますし、真ん中にプレスリリースと書かせていただきましたけれども、これは報道関係者用のものであるという全体のホームページの中にそういうサイトをつくって供給しているというふうに考えております。

その次のメールマガジンでございますけれども、これにつきましても内容から考えて、基本的に専門家の方あるいは食品関係事業者の方が中心でございます。ただ、ことし4月から出しております読み物版につきましては、消費者あるいは子どもの方を対象しております。その下の DVD につきましては、私どもがつくった対象を考えれば消費者の方が中心であろうと考えております。

それから、その次の季刊誌でございますけれども、これにつきましても対象としては消費者をメインにしておりますし、地方公共団体の方を経由した一般的な情報提供に使っていただくという整理でございます。それから、副読本、これにつきましても基本的に学校教育の場で使っていただくことをイメージしておりますので消費者の子どもの方、それから、今回、放射線でいろいろつくらせていただきましたポスター、リーフレットにつきましても消費者の方と、それから、食品安全ダイヤルに関しましては対象を特に限定しているわけではございませんけれども、主たる利用につきましては消費者の方であろうと考えてございます。

その下の食品安全モニターに関しましては、モニターの方を介して行う情報提供を考えてございますけれども、そこは対象である消費者のモニターの方であれば、消費者が中心でありますでしょうし、専門家の方あるいは食品関係事業者の方であれば、その方を中心に提供していただきます内容につきましては、そういう方が中心になるということで、両方に二重丸を入れさせていただいております。それから、訪問学習、ジュニア食品安全委員会も基本的に消費者、子どもの方が中心でございます。

その下に意見交換会を入れさせておりますけれども、こういう形の整理をさせていただきますと、媒体の数としては消費者の方を対象にしたものを多く用意させていただいていると考えております。逆に言うと、かなり多くの媒体を用意しているというような状況でございますので、もう少し内容を絞る、あるいは対象を絞って対象者別に提供する情報の充実という、中身の充実をしていくべきではないかなというふうに改めて感じたところでございます。

こういう情報提供の現状で、もとのページに戻っていただきまして1ページでございすけれども、対象者別に現状と課題と対応方向という整理にさせていただきました。

1 番目のところでございすけれども、消費者あるいは子どもの方に対する情報提供でございますが、現状のところにつきましては、今、御説明させていただきましたように、いろんな媒体を通じた情報提供を行っているところでございます。

それから、2 の課題のところでございます。これにつきましては、今まで企画等専門調査会の中で御議論いただいた御意見あるいは私どもがモニターさんにアンケート調査とか、それから、食品の安全ダイヤル等を通じていろんな意見をいただいておりますが、そういうものをもとに①から⑤の課題に整理させていただいております。

簡単に御説明させていただきますと、課題について一つはホームページにつきましてはなかなか思うように情報が入手できないという整理、それから、メールマガジンにつきましても読む方に応じては情報量の問題が御指摘されておりますし、③に関しましては私ども食品安全委員会のホームページについては、あるいは情報については非常に積極的にそれを見られる方しか見られていないと、なかなか、いいものもあるけれども、それが埋もれてしまっているのではないかなというような御指摘と、④につきましては専門的な内容が多く、理解が非常に難しいというような御指摘をいただいております。

そういう課題のもとに、あけていただきまして2枚目のところでございますけれども、対応策として整理させていただいております。対応策につきましては、既に講じた措置と、今、検討中の措置の二つに分けさせていただきました。

既に講じた措置について御紹介をさせていただきますと、一つは今回、11 月末に私どもはすべてのハザードを評価したもの、あるいは自ら評価の候補案件になったものにつきましても、50 音順に整理をさせていただきまして、50 音順でハザードの内容について、例えば評価書のあるものについては評価の内容が出ておりますし、ないものについては関連情報というような形で、ある意味で見やすく提供することを11 月末にやっております。

それから、②でメールマガジンの読み物版については、少し配信回数を月1回だったものを2回に増加させて、掲載内容や方法を見やすくするような変更を行ってございます。

それから、③につきましては以前に御紹介させていただきました放射性物質に関するポスターとリーフレットということで、積極的に情報にアプローチしていただかない人に対しての提供ということで考えてございます。

それから、④につきましては、消費者団体の方の幅広い情報のネットワークを通じた情

報提供を考えた上で、定期的に全国的な消費者団体の方との意見交換会をやっていこうと思っております。きょうの午前中に1回目を開催してございます。今後、定期的に開催をさせていただきたいと考えております。

それから、2の検討中の措置でございまして、①につきましては、私どものホームページの課題について掲げさせていただきました。重複的な掲載とか、階層化が不十分であるとか、リンクが不十分だとかいうところがいろんな御指摘をいただいております。これにつきましては少し時間がかかると考えておりますけれども、時間をかけて整理をさせていただきたいと思っております。

それから、②のメールマガジンでございまして、前回のときにツイッターとかフェイスブックという新たな媒体につきまして、御提案をさせていただいたわけでございますけれども、時期尚早というお話がございましたので、今回、メールマガジンにつきましては、そういうアプローチはせずに、現在にものを引き続き、続けていきます。現在、私どもがメールマガジンに盛り込んでおりますコンテンツの利用の促進を図っていく観点から、例えば地方公共団体が出しているメールマガジンに、そういう記事を使っていただくというようなことにつきましても進めていきたいと思っております。

それから、③の副読本につきましてはなかなか利用が進んでおりません。出して2年ぐらいでございまして、どういう問題があるかにつきまして、今、地方公共団体の担当者の方に対するアンケートを実施中でございまして、そのアンケートを踏まえて対応策を検討したいと思っております。

④につきましては、先ほど非常に専門的な話題が多いというような話がございましたので、説明会、基本的に私どもは1回限りというか、そういう説明会をやってございまして、できれば関心の高い消費者の方を対象に、いわゆる食品安全講座と書かせていただきましたけれども、複数回の連続的な勉強会を開催を考えていきたいと思っております。複数回やるとすれば、多くの人を対象にというのはなかなか難しいわけでございまして、いろんな観点から私どもの内容を説明することによって、私どもの理解を深めていくような形の勉強会を考えてはどうかというのが④でございまして。

それから、⑤につきましては、消費生活センターの相談員の方に関しまして、私ども食品安全委員会から講師を派遣して、いろいろ、御説明をさせていただきたいと思っております。

2が報道関係者に関する情報提供でございまして、これは私どもモニターのアンケートを見ると、新聞とかテレビとかの情報に関しては非常に影響力が大きいという状況でございまして、マスメディアの方に情報提供するというのは非常に重要なことだろうと考えてございます。それで、課題等も整理させていただきましたけれども、私どもは今までもその時々の方情勢に応じて、マスコミの方への説明会というのは開催してございまして、これを定期的にやっていこうと思っております。2〜3カ月に1度、マスコミの方に来ていただいて、説明会を開催していきたいと思っております。そのときに特に今までは社会

部とか経済部の記者の方が中心でございますけれども、もう少し幅広く生活部とか科学部の方にお声をかけて、私どもの食品安全委員会の内容について御理解いただくような勉強会を開催していきたいと考えております。

その下の検討中の措置でございますけれども、生活関連の雑誌、料理関係を含めまして、いろんな雑誌が今、出されてございます。その中でなかなか難しいところがございますけれども、例えば食中毒とか、主婦の方の関心が高い話題に限って、そういう方々に情報提供を進めることによって、新たな情報提供の媒体として確保できないかということにつきまして、取り組んでいきたいと考えております。

その次のページにいきまして4ページでございますけれども、最後に専門家の方あるいは食品関係事業者に対する情報提供でございますけれども、これにつきましては現状でホームページの中の食品総合情報システムという検索するシステムを置いてございますけれども、それにつきましては8月から10月の平均で月に約33万件のアクセス件数がございます。トップページは四、五万件のアクセスですので、そういう面で見ると、専門の方の中では、よく利用されているのではないかというふうに私どもは考えてございます。

また、メールマガジンにつきましても、1万2,000人の登録者のうち、大体65%ぐらいの方が専門家とか、事業者の方でございます。そういう面で、専門家の方、食品関係事業者の方への情報提供につきましては、現在、行っている情報提供を継続的に、あるいはしっかりとやっていくことが基本ではないかと思っております。ただ、専門家の方の中にも、先ほどと同じでございますけれども、私どものホームページ等につきましては、なかなか、整理がされていないというような御指摘をいただいているところでございますので、そこにつきましては先ほどとのダブリになりますけれども、ホームページにつきまして適切な整理をやりたいと考えているところでございます。

すみません、記載ミスがございましたので、先ほど食品総合情報システムと言いましたけれども、食品安全総合情報システムということで、安全が抜けておりました、訂正させていただきます。申しわけございません。

説明は以上でございます

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明を踏まえまして御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○中本専門委員 報道関係者に対する情報提供の欄で、検討中の生活関連の雑誌の編集記者さんたちに対する情報の提供を検討されているようなのですが、主婦といたしましては午前中の情報番組、テレビの情報番組であったりとか、午後1時、2時ぐらいの情報番組というもののからの情報源というのがすごく多いので、このあたりの情報番組の制作に携わっている方にも、こういう提供をしていただきたいなと思います。

○早川座長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○堀口専門委員 大変、御努力をされていることがよくわかりました。それで、すごくホームページの先ほど何か訂正がありましたが、食品安全総合情報システム、33 万件、8、9、10 の 3 カ月間、これは大事な情報だと思っていて、そうすると、別紙のせっかくつくってくれた表の中にその文言が入っていないので、ホームページの項目で評価書の概要を Q&A、プレスリリース、キッズボックスとあるのですけれども、ここに食品安全総合情報システムを入れておいていただいて、二重丸のところを専門家で、どうも Q&A は多分、消費者向けに頑張っているらしいと認識していますが、評価書の概要はどちらかというところと消費者もですが、専門家も見ているのですかね。私はよくわからないのですけれども、その辺、訂正していただいて、せっかく 3 カ月で 33 万というすばらしい情報提供されているなというふうに思いますので、その辺は頑張っているということをきちんとみんなに認識してもらったほうがよろしいのではないかなと思います。

○迫専門委員 今回の関連なのですけれども、私どももホームページを持っているわけですが、それぞれのコンテンツについてのアクセス件数を年間で取りまとめています。どこのページが一番関心が高かったのか、利用されているのか、利用率の高いところをより効率的に充実させていくと、そういうことも一つの方策ではないかと思うのですね。そういう意味では、アクセス件数というものを大事な情報として、特にホームページに関してはこれから利用率をもっともっと上げていきたいところだと思いますので、その辺をまとめていただけるともっといいのではないかと思います。

以上です。

○早川座長 では、大瀧専門委員。

○大瀧専門委員 私は 8 年前から食品安全委員会の情報を消費者に出してきてますが、様々な問題があると思っておりますので、皆さんと一緒に考えていただきたいのですけれども。食品安全委員会や、専門家の方々は情報をうのみにしないようにということをよくおっしゃるのですが、消費者、一般の主婦は、特に子どもが小さいときは非常に狭い地域でしか生活をしておりませんので、簡単に得られるマスメディアの情報か、共同購入等の団体からの情報がほとんどになってしまっているのです。ですから、その情報が正しいと信じてしまっても仕方がないのではないかと状況だと思います。だからこそ、食品安全委員会の科学的な中立公正な情報をどうにかして少しでも提供していかなければいけないのではないかと。そうしないと、自分で正しく判断したり、風評被害を防ぐということができなくなってしまうのではないかと考えております。

一般の消費者や主婦に情報を伝えるには、その地域で生活をしていて、その地域の食生活がよくわかっている主婦が一番いいのではないかなと実は思っています。行政の方が意見交換会をやっておられますけれども、それはやることは十分、非常に評価できるのですが、一般の消費者、主婦はわざわざ遠いところまで難しい話を聞きには、まず、行かないと思うのです。食品安全委員会が出していらっしゃる情報というのは、年々、わかりやすく、使いやすくなっていますし、メールマガジンもとても読みやすくなっています。情報提供するための資料をつくるために、私は資料を探すのですが、いろいろな省庁から同じような資料が出ているのですが、食品安全委員会の資料はとても使いやすいです。それは本当に評価されると思います。

でも、それをそのままコピーして消費者に手渡すとする、それでは情報はほとんど伝わりません。食品安全委員会があることの意義とか、伝えた方がよい情報を聞く方の理解の度合いに合わせてわかりやすく説明してあげる人が必要なのだと思います。それをできる人を食品安全委員会が直接育てていくということを考えたらいかがかなと思っております。例えば先日、一般の消費者に情報提供する際にメールマガジンを使ってみたらどうかと思ひまして、私はコピーをして、集まっていらっしゃった 40 人ぐらいの主婦の方にお話をしました。ノロウイルスに御注意くださいというテーマだったのですが、その中に 200ppm の次亜塩素酸ナトリウムを使うと良いと書いてあるのですね。それが理解できずに役に立たない情報になってしまうのです。

理解できない点をかみ砕いて説明できる人がいないと、これだけの情報を出して、はい、読んでくださいというのでは難しいと思います。家庭にある次亜塩素酸ナトリウム、商標名になってしまうのであれなのですが、それは次亜塩素酸ナトリウムが 6% ぐらいの溶液になっているので、300 倍ぐらいに薄めて 200 ppm にしてください、漂白剤の液を 2 リットルのペットボトルのキャップに 2 杯いれて水を薄めて 2 リットルにしましょうとか、具体的に言わないと役に立つ情報にならないのです。

長くなりますけれども、モニター制度といういい制度がありまして、1 年間に 1 回だけしか会えないのですよね。その中に非常に意欲のある方がいらっしゃるというのは感じているのですが、会議でほんの数時間だけ、お話を聴かせていただいて、それを地域に持って帰ってお話してくださいと言われるのですが、お話の内容は理解したとしても、それをいざお話しするとなると難しいのだと思います。といいますのも、一般の主婦というのは、今、自分が何を食べたらいいのかとか、自分の食べている食品がどうなのかということをしごく気にしているのですね。ですから、情報提供すると、今、関心が多い農薬とか食品添加物とか遺伝子組換えとか、色々な食品に関する質問も返ってくるわけです。

ですから、それらの質問に関してもある程度説明できるだけのキャパシティを要求されてしまうのですね。モニターさんの中からでも情報を出してくださる方を探して、そういう目的で勉強会を開く等、育てていくということを考えられたらどうかと思っております。いかがでしょうか。

○早川座長 今、何かございますか。

○北池勸告広報課長 今のお話の中で、確かに次亜塩素酸ソーダのお話につきましても、私どもはメールマガジンを流したところですけども、そういう配慮が足りないのは十分認識いたしましたので、やり方、書き方というのは十分、考えていきたいなと思っております。ただ、今、おっしゃられたモニターに関しましても、予算的な面がございまして、年1回です。今、メーリングリストまでいってございせんけれども、メールで情報を共有するということをはじめたところでございますので、そういう仕組みをうまく活用しながら、皆さんの情報共有を進めていければなと思っておりますので、今の御指摘を踏まえて、また、いろいろ、検討させていただきたいと思っております。

○大瀧専門委員 メールやりとりはリスクコミュニケーション官の方ともできるのですが、食品安全委員会の方と直接会って、情報のやり取りができる機会がないと、なかなか進まないのではないかなという感じがいたしますけれども。

○早川座長 では、関連した話。

○堀口専門委員 コミュニケーターについて、すみません、研究で諸外国のほうで、いわゆるサイエンスコミュニケーターの養成というのを文科省はよくやってきているのですが、専門分野ではないことに関して、ものすごく緻密な質問がきたときに回答ができないのですよね。リスクマネジメントのいわゆる先ほど言った次亜塩素酸の 200 ppm とか、そういうリスク管理についてのコミュニケーションというのは、基本的には自分が理解できれば非常に伝えやすい内容なのですが、食品安全委員会が直接扱っているリスク評価については、どこの国も専門家以外の方がコミュニケーターとして活躍をしている状況が把握できなかったのですよね。

なので、リスク管理の部分について、また、こういう結果が要するに発表されましたと、食品安全委員会から、というところの PR というか、広報というか、そういうものについては非常に人を通じてというのは大事なことで、もっと推進していかなければいけないというふうに考えますが、リスクそのものについて、今、評価中のもの、例えば数字だけを追いかけていくような単純なものではないものなので、そこは少し要請していくときに配慮を食品安全委員会のほうできちんと議論して、取り組まれたらよろしいかと思います。海外においてリスクコミュニケーターというふうな形で、リスク評価について伝達しているような方を3年間の研究では論文を初め、確認できませんでしたので、御報告する次第です。

○早川座長 消費者とのリスクコミュニケーションに関して、一番消費者側にとって知りたいところは、リスク評価データの詳細な説明ではむしろなくて、管理と非常に密接に関連していることなので、今のいろんな御意見は管理との連係プレーの中で、少し工夫されるような方向を考えていただければいいのではないかと。食品安全委員会に余りにも厳しい先ほどの予算の関係もあり、荷がかかるのはなかなかきついところもあるかなというふうに思いますが、どうぞ。

○河野専門委員 今の問題は非常に大きな問題かなと思って聞いておりましたが、前回、私のほうからもこの情報のあり方ということに関しましては、たくさん、お話しさせていただきましたので、今回、こういうペーパーにまとめてくださいました。特に検討中の措置というところに関してさっと読ませていただいて、また、これも今回、順番になのですが、特に私たち消費者と、それから、子どもに対する情報提供というところの先ほど御説明いただきました2ページの①のところから、私、消費者はこういうふうに思うところをまとめてまいりましたので、少しお話しさせてください。

まず、大きくりのところで消費者、子どもというふうに最初のところがまとめられていますが、ここはかなり大きくくくられているかなと思って、特に子どもはだれを指すのか、ホームページにはキッズボックスというふうにあります、そのキッズボックスをあけると、中に中学生用の副読本が入っているのですけれども、キッズというと10歳以下のイメージがありますよね。だから、本当のそのホームページに載っている中学生用の食品安全の副読本には、キッズボックスからは行き着かないだろうなというのがまず一つです。

それから、ホームページ、主たるターゲットはだれかということで表にまとめていただきました。研究者の皆さんなど本当に専門家の皆さんは学会や学術論文など、情報入手の手段は別にたくさんあると思うのです、多分、恐らく関心の高い消費者とか事業者の方、行政の関係者、消費生活センターの相談員さんなどがトピックスに関して、食品安全委員会のホームページを見てみようかなという形でもし来る、つまり、特段、専門的知識がない一般人がアクセスする場合、どういうトップページ構成がわかりやすいかということで、今回、ホームページを大分しっかり見せていただいたのですけれども、最新のアップされています50音順のハザード検索システムは、はっきり申し上げて一般の消費者には全く使いこなせません。意味がないといいいましょか、ハザードを正式な化学物質名で書かれているのですが、そもそも先ほどの次亜塩素酸ではないけれども、それが何なのか分からない人が来たときに、それから入っているものはちょっと難しいなと思いました。

一般的な情報から詳細な情報へ進むための階層化というのが書かれているのですけれども、それは本当に私はとても賛成なのですね。例えばフライパンのコーティングとか、それから、ウナギとか、専門家の先生はそれが何を次に意味するものかというのがわかってくると思うのですけれども、消費者にとってみるとポテトチップスとか、エコナとか、ピスタチオとか、それから想像できる化学物質ってありますよね。まず、消費者というのは、

そういうところから入れてもらわないと、それから順番に先に住んで、最後はこれはいくらだったのだというふうな形で行き着かないと、なかなか、難しいなというふうに思いました。

非常によい例として、私がよく使っているのですけれども、隣に鬼武さんがいらっしゃいますからあれなのですが、日本生協連さんの食品の安全のバナーがありまして、それは気になることから調べられるのですね。においとか、味とか色というところから、食品添加物、農薬などから入れるページもあれば、食品の種類から、例えば穀類、豆類、油脂類、調味料などから入れる。それから、食安委さんのハザード検索と同じように、アイウエオ検索というのがあるので、亜硝酸ナトリウムで検索すると、それは食品添加物でボツリヌス菌に効果ありという説明があって、その食品添加物をクリックすると食品添加物の説明のページに飛び、ボツリヌス菌をクリックするとボツリヌス菌の説明ページにリンクしていて、さらにボツリヌス菌に関しては食安委さんが出している食中毒菌についてボツリヌス菌のというところのボツリヌス菌のページと、農水さんの食中毒を起こす細菌、ウイルス図鑑というところのボツリヌス菌のページにリンクしているのですね。

最後まで行き着くと、本当に科学的な評価、知見にたどり着ける、順番に読んでいくと。一般の何もわからない私でも、そういうふうに知りたいことを順番に深く知っていける階層化というのは、食安委さんのページでもしっかりした知見を持っていらっしゃればいらっしゃるほど必要かなというふうに思いました。

それから、もう1点、ホームページトップの動画配信でビジュアル資料、これも新しいということでニューで提供されているのですけれども、最新の9月20日付のBSEのリスコミの動画というのを見せていただきました。50分なのですが、作成の意図がわかりません。会場の絵が映ってまして、顔を特定しないということで、人の頭が50分間映っていて、遠くにパワポの画像が映って、すみません、先生が説明されていて、先生の説明は非常によくわかるのですが、ただ、その50分間はどういう意味があるのかというのがわからなかったのですね。

そういう配信をするならばリスコミ会場に足を運ばない、つまり、映像はパワポの資料だけにして、人の頭がゆらゆらしたり、寝ていたりとか、そういうものが映るものではなくて、パワポの資料をそのまま映して、そこに専門家の先生の解説をかぶせるという形で、よく私が別件でやっている、見ているというか、私は視聴者なのですけれども、最近、はやっているのがウェビナーというウェブを使ったセミナーがあって、映像はパワポの資料をそのまま映してくださるのですが、そういう配信ならばリスコミ会場にわざわざ足を運ばなくても夜中の1時でも、本当にBSEのことを知りたいと思ったら、そのパワポに専門家の先生の言葉がかぶって、パソコンの画面をあけるとそれでわかるのですね。あくまでも一方通行でしかありません。ただ、リスコミの会場に行けない人にとってみると、非常に親切な次の手段かなというふうに思いました。

それからあと、すみません、長くなり、すぐ終わります、ホームページでいえばトップ

ページに重要なお知らせというタイトルが三つあります。それから、お知らせと新着情報というタイトルが2カ所ずつあります。それから、注目キーワードというタイトルも一つあります。つまり、ホームページをまずトップページをあけた瞬間に、本当に何が重要なのかというのは、まず、3カ所で非常に迷うというところがあります。

それから、順番にいきますとメルマガの地方公共団体のメルマガに転載ということなのですが、特に季節ごとの、いつでも何でもではなくて、季節、これだけはこのふうな今はノロウイルスの情報ですとか、そういった季節のお勧め情報だとか、または緊急の重要な情報などのさわりだけを転載してもらって、あとはホームページにリンクを張るというふうな形で、ぜひ、そういうふうなのに取り組んでいただきたいのと、関係省庁さんのメルマガに転載するというのであれば、私がとっている農水さんの消費安全さんが編集されている安全エクスプレスをあけますと、消費者庁さんから厚労省さんからすべて、食品安全委員会さんもリンクされているのですね。ですから、そのあたりで今、どういう状況になっているか、ほかの関係省庁さんとの間でも情報交換されて、特にリスク管理機関の方と連携して、相互にリンクを張り合うというふうな形でいうと、見てもらう機会が格段にふえるのではないかなというふうに思っております。

それから、3点目のキッズボックス掲載の中学生用副読本の活用なのですが、間違はなく周知不足だろうと思っております。消費者教育推進法が12月13日に施行されますので、文科省さんとの連携をぜひ図っていただきたいと思います。文科省さんのほうでは毎年、小中学校の先生方が物すごく大勢参加される消費者教育フェスタというのを開いているのですね。来年度も期日が決まっています、1月30日、31日は神戸市で、それから、2月27、28日は東京都内で開催されます。本当に消費者教育にかかわるあらゆるコンテンツと関係者が集合しますので、そこでぜひブースを出して売り込んだらいいのではないかなというふうに思います。非常に中身を知られる機会が少ないというふうに私は感じています。

それから、その後に提案されています連続講座などはとてもいい試みだと思いますが、ただ、講座の先ほどのリスコミのところでも問題になりましたけれども、戦略を練ることが大事だと思うのですね。参加対象者をどこに設定するか、ターゲットをどこにするのか、それから、行政の生涯学習課や消費生活センターとどう連携をとるのかとか、メニューはどうか、開催曜日、時間帯の検討、場所、その条件整備をきちんと行ってこそその連続食品安全講座の成功につながると思いますので、ぜひ、そのあたりは戦略的に取り組んでいただければというふうに思いました。

それから、最後です。報道関係者への情報提供、これはぜひやっていただければなと思いました。それは次のページの一番下のところ、3ページの一番下のところの検討課題なのですが、生活関連雑誌の編集記者に対する注意喚起情報を日常的に提供すると、そういう姿勢があるのだということをお知らせするだけで、ホームページや広報誌にアクセスをふだんしない層へのファシリテーター役として、この雑誌の活用がうまくいけばい

いなというふうに思っています。

そういった方は多分、翻訳して情報提供してくださると思いますので、大上段に構えないで、科学的知見に対する信頼というのを上手に一般の方に広げていければいいかなと思っています。たまごクラブ、雑誌名を出しますが、子育て雑誌の特に小さいお子さん、赤ちゃんを抱えているようなお母さん用の雑誌、たまひよとかいいですけども、子育て雑誌とか、それから、女性誌も結構ターゲットかなと思っております。それから、生活関連誌、美容院とか病院とか銀行などにも置かれていて、よく目につきます。冷凍食品業界さんなどはギョーザ事件のときに編集者などを呼んで、そういった情報提供の場を設けているというふうにも伺っておりますので、ぜひ、このあたりも積極的に取り組んでいただければと思います。

すみません、長くなりました。以上です。

○早川座長 ほかに。どうぞ。

○近藤専門委員 ありがとうございます。別紙のところでおまとめいただいたのでよくわかります。それで、今、河野専門委員からもいろいろお話があったと思うのですが、とはいっても、これだけのリストをおつくりになったものの、予算も人も限られた中ですので、どこをどういう順番で重点課題にするのかなと、媒体のリストは以前からあったものもあると思いますので、今の時代、これからどういう順番で、どの媒体を使って、だれをターゲットにするのが優先なのかなというのをお決めになって、今、河野専門委員がおっしゃったようなことをはめていくと有効なのかなと思います。

それで、一番重要なのは私は前から申し上げていると思うのですが、食品安全委員会って何なのと、そういうものがあるのですよということを知らしめるのがまず一番重要かなと思います。よく言われているのは、だれが物を言っているのかが一番信頼性、つまり、これは大丈夫ですよと言っていて、だれが大丈夫だと言っているかというのが一番重要だというのが前から言われていますので、それは食品安全委員会が言っているということをぜひ、世の中に広く知らしめていただきたいと思います。

○早川座長 どうぞ。

○高岡専門委員 ありがとうございます。本当にホームページはすばらしい、非常にわかりやすくなってきたと思います。それで、ぜひ、お願いなのですが、食品安全委員会が出しているページというのは、一つの公的なページだと思いますので、例えばいろんな消費者団体とか、そういったところが何かあったら、そのページを見に行つて情報を収集して発信できるような、そういったものであるべきだと思います。早く言えば、国立国会図書館みたいな、あそこへ行けば何でもあるよと、そういったようなものをぜひ、こ

の食品安全委員会で作るべきではないか。それで、少々、難しくなっても構わないかなと思います。

ただ、例えば妊婦さん向けのお母さんになるためにというページがございますよね。拝見したときに余りにも情報が少ないなと感じたのですね。余りにも少ない項目しかなくて、これだけなのと、逆に食品安全委員会が出すのだから、もっとたくさんの情報があってもいいのではないかな。例えば先日、読売新聞でトキソプラズマという生のお肉ですとか、庭いじりですとか、猫を触ることによって寄生虫に感染して、残念ながら子どもに障害が出てしまったという記事がありまして、私も実はまさか土いじりでなるということは知らなかったのですね。

実はそういった情報って、なかなか探すにもいろんなところに点在していてわからないから、何かわからなかったら食品安全委員会のページを見に行くと、そうか、妊婦さんはこんなものは食べてはいけないのだなといったようなものがわかるようなものをつくっていただけると、そこから派生していろんな団体がそれをベースにこういったもの、もっとわかりやすくしましようといったものができるかなと思いますので、ぜひ、この安全委員会がつくるのは一般の雑誌だとか、そういうところがつくる情報ではない、もっとしっかりとした本当の正しいもの、しかもたくさん、膨大で結構だと思いますから、とにかくあそこへ行って探せば必ず見つかるよといったような、そんなものができたら非常にいいなと思いますので、是非、御検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○早川座長 ほかに特に追加的にございますか。随分、いろんな御提言をいただきました。一番肝心なのは食品安全委員会というもののアイデンティティ、この国の中にあって、どういう役割を演じているかということを国民の皆様はどういう形かはいろんな工夫があるかとは思いますが、していただいて、それを踏まえた上で今度はほかの管理機関等とのオールジャパン的な連携をうまくすみ分けをしながら、日本全体としてやっていけるような、そんな仕掛けをこれからも少し頑張って考えていただければというふうに思います。どうぞ。

○山本専門委員 この情報提供の媒体及び対象者という表とかは、大変よくまとまっていると思うのですが、きのう、「クローズアップ現代」でぬかみそをつけるのに、ぬかが入った入浴剤でつくったとか、それから、飲みかけのジュースをロッカーに何日も入れて、それを飲んだらおなかをこわしたとかというのをやっけていまして、現実とこういうのを見るのとの差がすごくあるような気がするんですね。家庭の昔からのことが伝達されなくなったというのは、前に私も言ったことがあるのですが、現実とこの内容とのギャップということも少し考えていただけたらと思います。こういう方々はHPやメールマガジン等は見ないと思うのです。

○早川座長　そこも多分、管理機関とのよろしき連携の結果として出てくる話なのかなという気はいたします、ここの役割としては。リスクコミュニケーションに関しては大きな問題で、まだまだ、御議論はあるかと思いますが、時間が非常に切迫してまいりました。どうしてもこれだけはと言っておきたいことがありましたら承って、次の議題に進みたいと思いますが、いかがですか？いろいろ、御意見をいただきましたので、そのことを踏まえつつ、これからも委員会として努力していただくと、頑張ってくださいというしか申し上げようがないのですが、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題に入ります。食品安全委員会の緊急時対応マニュアルの改正についてでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○新本情報・緊急時対応課長　それでは、資料４をお願いいたします。食品安全委員会の緊急時対応マニュアルの改正についてでございますが、前回、10月の専門調査会におきましては、政府全体の緊急時マニュアルの改正について、消費者庁の設置に関連したものでございますけれども、それについて報告をさせていただきました。この政府全体の緊急時マニュアルはあともう一つあるのですけれども、それがまだの状況ではあるのですけれども、現在の状況を踏まえて、食品安全委員会のマニュアルについての改正案について御説明をさせていただきます。

これまでの経緯なのですけれども、食品安全委員会の緊急時のマニュアルとしては、まず、16年にここにあります基本指針というのが決定されてございます。さらに17年には食中毒等の対応の実施指針ということで、16年の基本指針と若干重なりますけれども、より具体的なものが17年に決定されてございます。この二つが食安委の緊急時のマニュアルという位置づけになっているわけでございますけれども、その後、平成21年9月に消費者庁が設置されて、いわゆる緊急時対応の指令塔が消費者庁に移行されたということで、そういったところを踏まえた形での緊急時対応マニュアルの見直しを前の緊急時対応専門調査会において、平成21年12月に案について御議論いただいたという経緯でございます。

そこでの御議論の結果については、その後、食品安全基本法に基づく基本的事項の見直しが行われた段階で、食品安全委員会の対応指針を決定するというようなことになっていったわけでございますけれども、この基本的事項の改正が24年6月までずれ込んだという中で、その後、23年9月に実はこの年に震災もありましたし、富山等で大腸菌の被害等もありましたので、そういったところを踏まえて、その時点で改めて21年12月の案について見直しをしたものについて、緊急時対応専門調査会で改めて議論されたという経緯でございます。そこまで議論されてきているわけでございますけれども、このたび、ことしになりまして基本的事項が改正され、さらに、それを踏まえて消費者庁を中心としまして政府全体の関係の基本要綱が決定されたということで、前回の専門調査会で御報告したところでございます。

この後、今の対応指針について、ことしに入ってから動きを踏まえて指針案を少し修正しましたので、御説明したいと思いますけれども、その前に、今後の予定を申し上げますと2にありますように、現在、消費者庁のほうで政府全体の食中毒等の対応の要綱というものを検討してございまして、これは政府全体の傘になるものでございまして、それが今、検討中でございますけれども、それが見直された段階で、さらにきょうの御議論の御意見も踏まえまして、食品安全委員会の緊急時対応マニュアルを改正したいという段取りを考えているところでございます。

最初に申しおくれましたけれども、1の経緯のところにあります16年、17年で二つ、指針と実施指針がありますけれども、これらを統合した形で新たに食品安全委員会として緊急時対応指針をまとめるということについては、さきの緊急時対応専門調査会のほうで了解をいただいているという状況でございます。

経緯は以上のおりでございまして、その次のページに参考1とありますのは、21年当時の緊急時対応専門調査会での資料で、今、言ったような方針について了解いただいたものがありますので、それを載せてございます。

その次のページは前回、10月の専門調査会で御紹介した、このたびの政府全体の見直しの新旧図ということで、下の右のほうに①統合、②統合とある部分について、前回、御報告をして既に決定されている部分でございまして、今回はその左側にありますような食品安全委員会緊急時対応指針を今後、つくる必要があるということで、その案について御説明をさせていただきます。

そのページをめくっていただきまして、新旧対照表という形で整理させていただいてございますけれども、この見方でございますけれども、右の欄が23年9月の緊急時対応専門調査会でお示しした、御了解いただいた案でございまして、その後の変更点につきましてアンダーラインを引かせていただいているということでございます。時間もあれですので、項目と変更点を中心に説明させていただきます。

まず、前文につきましては、この指針の性格ということで、食品安全委員会における食中毒等による緊急時対応をこなす手順を定めるものという位置づけを書いているところでございます。アンダーラインのところはその根拠規定が変わるということでございますので、そこを変えているものでございます。

めくっていただきまして、最初の対象となる緊急事態等でございますけれども、これは変わっているように見えますけれども、実質的には内容的には変わってございません。左側の基本要綱、これは消費者安全の基本要綱でございますけれども、この9月に定められてございますので、その定義を引いた形での整理ということでございます。その関連で右の④にありますけれども、消費者安全法に基づく事案というものは、左側の緊急要綱における緊急事態の対応の中に含まれますので、これは包含される関係になりますので、今回、削ってございます。

Ⅱ番の緊急時対応の基本方針ということで、これは読ませていただきますと、国民の健

康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から情報の収集を行って、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、関係機関と連携して悪影響の未然防止あるいは抑制に努めるということが基本で、特定の感受性集団への影響等を考慮して、常に最悪の事態も想定して行うという点については前回と同様でございます。

それから、Ⅲの平時からの対応で、1 が平時からの準備体制ということで幾つか項目がございますけれども、変更点としましては（4）で、関係の機関の表記については簡素化ということで、それぞれ、局長申し合わせ等で定められてございますので、ここでは特に特記はしないという整理でございます。

その次のページ、2 番で平時からの情報収集等ということで、これは食品安全委員会事務局各課の取り組みということで整理をさせていただいてございます。

それから、次の5ページのほうで3のところでは平時からの情報提供等ということで、これも特に変更はございませんけれども、整理させていただいてございます。

それから、6 ページで4 番にありますけれども、消費者庁及びリスク機関との緊密な連携ということで整理させていただいてございますが、（4）では根拠規定が変わってございますので、それを修正してございます。

次に、7 ページのⅣということで、初動対応ということで、以下、手順が記載されてございますけれども、大きな変更はございませんが、次のページの8 ページのところ、右の欄では（4）ということで、これは緊急時初動の食品安全担当大臣への第一報を委員長の指示で行うということが記載されておるわけでございますけれども、これにつきましては消費者庁の関連で、消費者安全情報総括官制度に基づく情報を上げるということで、消費者庁が担当することになりましたので、今回の委員会のマニュアルとしては、これは削るという整理になってございます。

それから、9 ページが第一次参集要員の対応、それから、初動対応の決定というのが4 番でございます。これは特に変更はございません。

それから、11 ページになりますと、Ⅴ番、対応策の実施等ということで、1 として緊急時における情報収集等ということで、ここで幾つか修正がございますけれども、例えばファクトシート等というものを今回、情報提供資料ということで書いてございますが、ファクトシートだけに資料が限定されるものではありませんので、広く読めるように情報提供資料をという形に修正をさせていただいてございます。

それから、12 ページでございますけれども、特に変更はございません。

それから、13 ページのリスコミのところも今の資料の表記が変わっている程度でございます。

それから、14 ページは3 番で食品健康影響評価等ということで記載もあります。それから、勧告及び意見ということがありますけれども、このあたりは特に変更すべき点はないというふうに考えてございます。

15 ページがその他ということで、収束後の手順ということでございますけれども、こ

の関連でいえば、16 ページのところで担当する専門調査会が変更されてございますので、緊急時対応専門調査会から企画等専門調査会ということで、変更させていただいてございます。

以下、様式等についても特に消費者庁が指令塔になるという関係で、関係機関の役割が変わってございますので、それに伴う変更・修正をしているところでございます。例えば 23 ページをごらんいただきますと、これは緊急時における対応チェックリストという形で用意しているものでございますけれども、消費者庁次長に対する報告ということになっていますので、そこを変更してございます。

ここで修正をお願いしたいのですけれども、中ほどの評価情報分析官という記載が両方にありますけれども、これは新のみでございますので、旧のほうは間違っ残しておりましたけれども、これは削除したいと思います。

今後、食中毒等の政府全体の指針が見直しされた段階で、それを踏まえた形でその委員会の緊急時マニュアルを確定していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○大瀧専門委員 少し関連していないかもしれませんが、緊急時の情報ということで、放射性物質を心配していらっしゃる子育てネットワークの方たちとお話することがあったのですが、主宰者から食品安全委員会のホームページをリンクしていいかという質問がきているのですけれども、どのようにお返事をさせていただいたらよろしいのでしょうか。

○北池勧告広報課長 ホームページのリンクに関しましては、当方にどういうところと張られるかというのを教えていただいた上で御連絡をさせていただきますので、個別に連絡をいただければと思います。

○大瀧専門委員 わかりました。すみません。ありがとうございます。

○早川座長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、このマニュアルについては、まだ、未完成というか、食中毒の関係の話も盛り込んだ形で改正されるということですし、特にこの場では議論が出ませんでしたので、今までのことについてはこの状態でということとしたいと思います。

その他の議事として、事務局のほうで何かございますでしょうか。

○井原総務課長 特にございません。

○早川座長 それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。
それで、次回の日程につきまして御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 次回の日程につきましては、1月の終わりから2月の上旬にかけて開催をさせていただきたいと思います。後日、日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○早川座長 それでは、次回は自ら評価の候補を選定する、あるいはリスコミについてまだ議論が、実施状況等々があるかと思います。それから、今の緊急対応訓練関係について御議論いただく可能性もあるということによろしいですか。

○井原総務課長 その議事案も含めましてお知らせし、日程調整等をさせていただきます。よろしくお願いいたしたいと思います。

○早川座長 それでは、以上をもちまして企画等専門調査会第5回会合を閉会いたします。
活発な御議論をいただきましてありがとうございました。また、予定の時間を超過しまして、申しわけございませんでした。